

熊本大学法学会発行  
熊本法学 第六十六号（一九九〇年十二月）抜刷

Nocivus Terra の概念について  
(一)

—十一—十三世紀の立法例から—

若曾根  
健治

## Nocivus Terrae の概念について（一）

――+――+――主犯の立法例か――

若曾根 健 治

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 四 | 五 | 六 |
| 四 | 五 | 六 |
| 四 | 五 | 六 |
- 四 次  
一 せんねい  
I nocivus terrae → denunciare  
II ハムサニシニヌカモ infumia (以上、本邦)  
四 Liber Extra リバタニア infumia  
五 Liber Constitutionum Regni Sicilie リバタニア infumia  
六 むすび

## 一

— 一年前の六月二八日、破門の汚名のまま Brinsidi から十字軍を率い出航したフリードリヒ一世は、一回なりと干戈を交える」となく、「ロハム…」ウム（イスラーム側との共同支配）という現実的な線で聖都を回復の後、一二九年六月十日に出航地に帰港、「帝国の心臓」両シチリア王国に帰還する。遠征の間王国に攻め込んでいた教皇軍を直ちに駆逐、十一月以降折衝を経て一二九〇年七月および八月教皇と和約し赦免を得る。一年後の一二九一年九月アブリアの首都 Melfi の宮廷にあって、「コースティニアース以来のヨーロッパ最初の国家法典」<Liber Constitutionum Regni Siciliæ>を布告する。<sup>(1)</sup> 初の public health legislation として有名なこの法典によれば、かくして西欧における「君主專制の官僚政治の先例」が築かれるのである。

翌一二九一年にシチリア国内の封建貴族、一二九二年には Messina 市民の反乱を鎮圧し、<sup>(2)</sup> その一年後すなわち一二九五年五月フリードリヒは Rimini から、僅かの随臣を伴い、しかしきりびやかな行列を組み、生涯で一度目、十五年ぶりにアルプスを越へる。<sup>(3)</sup> 一二一八年來、帝国シチリアーアレンや都市に王権の基盤を置くドイツ統治をめねし、ために諸侯と対立、果ては、やがて訪れる父のアルプス越えを阻止せんとして前年十一月、シュタウフェン王家の宿敵ロンバルディア都市と盟を結んだ長子ハインリヒ（七世）王の反乱行動を鎮圧するのが目的である。Aquileia を越え Friuli からシュタイアマルクに入り、王宮都市レーベンスブルクからニュルンベルクにと歩を進める一行には、サラセン人や黒人のエチオピア人が加わっており、駱駝、駱馬、猿、豹など珍獸を引き連れた行路の有様は、道中、人の目を剥くものがあつたであろう。ともかく、ついして、フランケンの大都に到着したのが六月中旬。早くも

七月一日、ネッカーリー河畔の Reichspfalz Wimpfen において父は父の軍門に下った。一日後、二十七歳のハインリヒ王はヴォルムスの議会で、諸侯居並ぶ中、父によって廢位をせられる。翌月十五日、フリードリヒは、マインツ議会において、全帝国のための平和令を発布する。この平和令は、ドイツ国王に残されている諸権利がさらに失われる」とないようつづくと、また皇帝を代理する常置の司法官として帝国宫廷裁判官を設け（後述）、彼らには特定の事項にて裁判権を皇帝自身に留保している。これでは、フリードリヒがロンバルディア都市を制圧——の試みは、一一二六年の夏、いや本格的には翌年の九月に開始される——の後ドイツに滞在し、ここにおける帝權の復興を企てんとしたふじのあいりむを思わせる。<sup>(1)</sup>しかし、結局のところ、一一二五年八月のマインツ議会がドイツ——ひとによつては、「付属国（Nebenland）」と規定づけられるが——で開催する、彼の最後の帝国會議となるのである。

まさに一年前の一一二四年九月五日には、教書（Rex Pacificus）を以て Liber Extra (Decretum) が公布された。<sup>(6)</sup> 教書の発行者は、オステニアのウゴリノ枢機卿としての時代以来の皇帝の敵視者<sup>(1)</sup>、そして一度にわたる破門の断行者、グレゴリウス九世である。この教皇令集には、とおおむに異端運動の時代を象徴する教皇ルキウス三世の勅令（Ad abolendam）（一一八四）<sup>(1)</sup>、インノケンティウス三世の書簡（Vergentis）（一一九九）や勅令（Licit Heli）（一一九九）が収められていた。これらは、ロンバルディア諸都市に支持基盤を有する都市型異端、あるいは「異端とこうもりはむしろ、異教的性恪をつづめるカタリ派 Cathars にたいする世にこうアルビジョア十字軍（一一〇九年六月—一二一九年四月）の過中にあって開催された規模未曽有の第四ラテラノ教会公議（一一一五）の決議——第三条《異端者について》（De haereticis）<sup>(2)</sup>や第八条《審問について》（De inquisitione）<sup>(3)</sup>——もまた収録されていたことなどは、周知通りである。

中世立法史上に燐然と輝く、これが三つの偉大な立法は、かくして、奇しくも、十二世纪三十年代前半に、あたか

脱論  
も折り重なるが」として、日の目をみた。<sup>(10)</sup> 一一三一年十月來、(アレモント・レ・全修道士) Konrad von Marburg がドイツにおいて教皇派遣の異端審問官として(一一三三年七月三十日に暗殺されるまで)活動を開始し<sup>(11)</sup>、また教皇直属の特別法廷たる異端審問が、都市在住の新型宗派、托鉢修道会ドメニコ会の主管のもとに開設決定を見る(一一三三年)<sup>(12)</sup>のは、あたかもこの時期であり、そして——堀田善衛の『路上の人』で活写せられたように——、南フランスのカタリ派最後の拠点、モンセギュールの山砦がフランス国王軍によって攻め落されるのは、十年余り後の一一四四年三月である。さらにこの年七月には、マインツ帝国平和令以後の最初の領邦平和令たるバイエルン平和令が宮中伯オットー二世大公によって、ザルツブルク大司教を先頭にパッサウ、フライシンク、バンベルクなど五属司教の共勵のもと、レー根ンスブルクにおいて発布され<sup>(13)</sup>、これを皮切りに、十三世紀中葉以降、いよいよ領邦・都市立法史の時代の幕開けを迎える。フリードリヒが、インノケンティウス四世によってリヨンに召集された公会議において廃位を宣言される(一一四五年七月二七日)<sup>(14)</sup>ちょうど一年前のことであった。

二 一一三五年八月、マインツの帝国会議において、まず、俗語たるドイツ語文によって参考集者に告知伝達され、次いで同時に、改めてラテン語文による官製正本が作成され<sup>(15)</sup>、こうして世に公けにされたかの大平和令——以下では、MLF と略す——は、以上のような時代的国際的環境の中に位し、またドイツ国内においては領邦形成の高いうねりを背景にしていたことを想わねばならない。が、それはそれとして、MLF や、なんなく、注目されるのは、帝国宫廷裁判官(Hofrichter)と、これに付属する宫廷書記官(Hofgerichtsschreiber)とが創設されたことである。このことは古くから日に止められ、近時改めて、広く帝国の裁判制度史全体との関連において取り上げられてきている。ともかく、これら両職を中心に構成される帝国宫廷裁判所は、十五世紀中葉に王室裁判所——これはこれで、一四五六年、帝室裁判所に席を譲る——によって代えられるまで存続する。△少なくとも一年△任期の《justiciarius》が設け

られたのは、ラテン語文 MLF テクストの第一八条が述べるやうに、『誠実たる』と確かな者、即ち出しゃる諸判の者を裁判長に据え、朕本人の主導する事のできる訴訟事件が、朕に代わりて、この者によつて決定せらるゝが望あしいとされたためである。<sup>(2)</sup> また、当時既成の帝国書記官とは凶別される組織むぢうルド『notarius specialis』と呼ばれた書記官につては、MLF 末尾の Art. 29 が次のよつて謂つのがその性格の一端を示してゐる。『聖職者には証されていない、流血〔刑〕の判決文を記録す」と云ふとのために、これらに、職務に関し罪を犯す時は、然るべき刑によつて罰せられるべきがゆゑに、俗人たゞべ』。書記官は『訴状 (litteras continentles querelas)』を領し、保管ある。また、高級裁判事件につて (in maioribus causis) 『皇帝シシスの田舎ドナれる判決や、『主ヒト』 [非事者の主張が] 相対立する裁判や (contradicitorio iudicio) 得られ、俗語や gesammt urteil と呼ばれる』判決の記録にあたる。書記官が記録をおこなう目的は、『将来、何種の事件において、曖昧な』ことがなくなる』にある。また『判決』の内容は、『ハムの慣習に基いてこななければならぬ』がゆゑに、『判決記録の際には、前説ハムの名』が書き込まれる (expressa terra)』が書かれている。

ヒューラ、ヒレーラの職務以外に、宫廷裁判所書記官は一つの仕事をもつてゐた。その一つにヒト——即ちヒトに關しては次節後述——正本テクストはこう。『Idem scribet nomina eorum, qui accusantur vel denunciantur tanquam nocivi terre, et infamum et eorum nomina, quando a suspitione absolvuntur, debet』<sup>(3)</sup> (ヒューラ語テクストは後述の理由からヒューラは視野の外にねぐが、『斯くて書記が公訴者等の名前を記入する』がゆゑに) 『Und sol schreiben aller der namen, die ze schedelichen liuten dem lande gesagt werden, und wie und von wem si uz den schulden choment. Und sol schreiben, so si ze reht choment und uz der aht ; so tilge er ire namen abe』<sup>(4)</sup> (ヒューラ語テクストは後述の理由から) 『nocivi terre』(公訴者等の名前を記入する) が本稿の課題である。

説 dem Lande》) の意味を問つゝにある。

論 三 《nocivus terra》の言葉そのものは、中世後期ドイツ刑事法の叙述にさいして、割によく言及されるもの、それがどのような史的脈絡において現れる性格のものについては、これまで、ほとんど立ち入った考察がなされてきていない。<sup>(22)</sup> そこで、帝国法——なかんずくラント平和令——を始め、上述した法典を中心的に、十一世紀後期から十三世紀前期といつ MLF 時代前後の諸立法を手がかりに、《nocivus terra》と、この言葉の周辺にあるものに探りを入れ、これを通して、その言葉によって何が問われているのかについて考えてみようとするのが本稿の狙いである。

そのわけは、やがて十三世紀中葉を迎える、領邦平和令時代という新しい立法期における領邦・都市の刑事司法——これは、右に俗語でいうところの《schedelichen huten dem lande》の鎮圧をその中心的な課題として抱え込んでいた——は、帝国刑事司法の基盤の上に形成され、展開を見せるのであり、したがって、これについて僅かばかり視野を広げ、考察を加えておく必要があると考へられる。このような観点から、本稿においては、さしあたって、領邦や都市の法は対象外にある。ただ、既述一二四四年のバイエルン平和令——以下、BLF と略記する——だけは、とくに史料不足の折に、帝国法を補う意味で必要最小限に止め言及するが、他はすべて、別稿に譲りたい。なお最後に、本稿は、以上のように一二三五年前後における諸文書を取り上げる必要から MLF に関するでは、ラテン語文テクストを基礎に据えることになる。

さて、ラテン語正本第二十九条中の右の文章は次のように述べてある。《nocivi terra と Accusatio あるいは Denunciatio を蒙らたる者の名、および infames の名を、彼 [書記官] は [帳簿に] 記載し、そして嫌疑 (suspicio) が晴れたるときには彼らの名を [帳簿から] 抹消すべし》。<sup>(23)</sup> に見だされる《infamis たち (infames)》とは、即ち換えれば、《Infamie を蒙りたるもの

事実上ほんへん唯一の手がかりを与えるものとなつてゐる。すなわち、先ず、『nocivus terrae』にせよ『schadelichen liuten dem lande』にせよ、いの――をしあたつて日本語をあてておくれとすれば――『ハ・ハ・ト・リ・ル・ト・有害な人間』の概念は、一一三〇五年以前、以後の歴史を通して諸立法においても諸証書においても、いかなる定義も見じだされないのがであります。たゞ前提とされてしまつていい。いのためその内容は文書に現れるそのまゝとおいて、とくに他の文書との関連において確定して行かれるえない事情にある。次に、右に述べられて二つ『nocivi terre』と『infames』とがまつたく別個の範疇に属するとは思われない。いのためその異本には、いの『infamum』に代わって『infamia』<sup>(2)</sup>と記され、『infamia』と見えてくる。アルベルト・レーリーによつて『infamia』は『nocivi terre』が並んでくる『infamia』である。書記官は、いの『infamia』の名前を『nocivi terre』の名と併記して帳簿に書き込むことになる。また、この二つの語文テクストには『infamum』に相応する言葉は出てきていないが、いの点につけば、『schedelichen liuten dem lande』の中に、かの『infamie や謙ひたるわざ』やまた包含されてこたと見る、とも決して荒唐無稽といふわけではなかろう。以上の意味で、をしあたり、第三節以下で示すように、『infamia』や『nocivus terrae』をめぐる考察の一中心に据えようとするには、あながち理由がないとはいえないと思われる。されど、

ただ、いれに直ちに移る前にひとまず、次節において『nocivi terre』を含め、いの言葉に関わつて、右のラテン語文テクスト中に存した一、二の語句について、周辺の史料から若干紹介し、解説を試み本稿の具体的におこなおうとするところを幾分明瞭にしておくのがよからう。これを含め、本稿は、をしあたり、むろばの法規範に分析を加えるという方法をとる、諸証書も各種の年代記も利用しえず、ために、歴史的現実の把握のうえで、おそらく不備のそしりを免れえないことは十分承知しているつもりである。ただ、ヨーロッパ立法史のうえで、十一世紀後期から十三世紀前期にかけての時代が帝国政治史の過程とあつて、後代の領邦立法時代に広く知られる「ハ・ハ・ト」として有

説書「人間」の概念の形成にあたり一つの軸をもつた重要な時代であり、「回春」の時代と社會において、当該概念の形成にいわば宗教的契機といったものが働いていたと受けとれる。これについては、読者に多少

でも具体的なイメージがえられるとなれば、本稿の目的はおおむかた達せられたるにいたる。

### 注

- (一) 橋口倫介「十世軍一やの非神話化」(1974) 187頁。飯塚浩一「東洋史と西洋史とのあらざり」(1978) 168-190頁。中井・キーハ(橋本八男編)『ヨーロッパ中世史』(1972) 1111頁上巻。K. Bosl, Friedrich II., in: Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte [=BWI], I, 755, cf. J. Leuschner, Deutschland im späten Mittelalter, 2. Aufl., 1983, 72 (reale Machtbasis), 75-6 (Begriff des Wohlfahrtsstaates), 79 (nicht im offenen Kampf). 小澤輝『西洋教皇史』(1984) 160-1116頁。清水広一郎「ハチャート王国勅法集成」『西洋法制史精選』II 中巻(1978) 1-21頁以下。久保田謙『Liber Augustalis』(1973) 「法編史研究」1111(1983) 1頁以下。森田鉄郎編「イタニトス」(1978) 1111頁。スニーカー・ケルター(橋本秀子編)「十世軍の男だよ」(1989) 1-18頁-14頁など。註。cf. K. Pennington, Law Codes: 1000-1500, in: Dictionary of the Middle Ages [=DMA], ed. J. R. Strayer, vol. 7 (1986) 129(r.); J. M. Powell, Melfi, Constitutions of, in: DMA 8(1987) 268; M. G. Bullinger, Ein Phänomen europäischer Rechtsgeschichte. Friedrich II. von Hohenstaufen und seine Konstitutionen, in: JZ 34 (1979) 560-63; H. Dölher, Melfi, Konstitutionen von, HRG III (1978-84) 470-75.
- (2) Cf. H. M. Schaller, Kaiser Friedrich II., 1964, 54; G. Wolf, Kaiser Friedrich II., in: ders. (Hg.), Stupor Mundi, 2. Aufl., 1982, 533 f.; H. Netto, Friedrich II. von Hohenstaufen, 1975, 87 (Anm. 68).
- (3) ユーハニヨ(主君)の「ハーフドット」の語源について G. Barracough, The Origins of Modern Germany, 1966, 237-8 よび G. Barracough, Universalpolitik und Europäische K. Hampe-F. Baethgen, Deutsche Kaiser-

geschichte in der Zeit der Salier und Staufer, 7. Aufl., 1937, 273-74.

- (一) J. B. Freed, Germany: 1138-1254, in: DMA 5 (1985) 485 (an imperial justiciar). ハシトカムズ、次ニヤイタリト  
ト羅出く心共や拂ひ、リの世古や拂レバニは臣かねべキレ、ハシトカムズ希羅構御リハニト。J. Rohden,  
Der Sturz Heinrichs (VII.), in : Forschungen zur deutschen Geschichte, 22 (1882) 372 (Ann. 6-8) や終説。

- (二) E. Klingelhofer, Die Reichsgesetze Friedrichs II. von 1220, 1231/32 und 1235, in: G. Wolf (Fn. 2), 194 Ann. 138  
下、ハシトカムズの見方が紹介われて云々。

- (三) J. P. v. Schulte, Die Geschichte der Quellen und Literatur des canonischen Rechts, II, 1877(Ndr. 1956), 3-25. 1  
◎教皇令集全日本書知能の時引ツ P. Andrieu-Guirrancourt, Introduction sommaire à l'étude du droit en général et  
du droit canonique contemporain en particulier, 1963, 760-65 リー 載掲サルネトねむ、便宜である。

- (四) なかやすくカタリ派を中心とした簡略な時代概観を述べるが、渡辺國美『異端カタリ派の研究』(一九八九)一  
ページを参照。異端運動を中心とした大規模な一派に關しては、いよいよ今野國雄『史論通歴』(一九八  
八) 一一七頁以下の叙述が興味深し。全体的に、半田元夫・今野國雄『キリスト教史』一』(一九七七)三九一四〇一  
今野國雄「正統と異端」堀米庸川編『西歐精神の探求』(一九七六) 一一一四七頁、今野國雄『西洋中世世界の發展』  
(一九七九) 一四九一七四頁、アーヴィング著『日朝源』(一九七七)六八一九頁(権口雅介)、畠原謙「キリスト教の  
展開」(一九七三)一五四頁以下、小崎種(社)〔一〕、〔一五五一六〕一頁。しかし十一世纪基督教運動(使徒的清貧主義)、也  
た同時代人アーヴィング(1181?-1226)の実践・御詔の因わりからば、権山祐一「カハック世界の思想像」(一九七六)  
三六六頁以下、堀米庸川『正統と異端』(一九七三)一四頁以上、一七〇頁以下、下村寅太郎「アッシュの聖フランシス」  
(一九七一)一四三頁以下、オ・ヒングルベール(半井萬千郎訳)「アッシュの聖フランシス」(一九八六)八一頁以下、八  
八頁〔述〕〔述〕 畠原謙を参照。

- (一九七〇) 一一一八頁、今野國雄「西歐中世の社會と教會」(一九七〇) 四六七—六八頁。アルビジニア十字軍の詳報については、渡辺昌美「アルビジニア十字軍」「世界の戰士・十字軍と騎士」(一九六六) 一八五頁以下、同「異端者の説」(一九六九) 一六一頁以下参照。

(一九七一) <LiCet Heli> を除き、これまでに述べたは、既述の「教皇ホノリウス二世の教勅 Super Speculam——解説と解說」(一九七九) 「東京都立大学法学会雑誌」十九の一一(一九七九) 四五頁注(44) 四八頁注(48) 六八頁注(63) やよひ七一頁注(76) に詳説・紹介がなされており、本稿におこつても、日本語訳において参考にしたいたい。本稿で取上げる教皇令文翻訳せしむるにあたるこゝからくべ A. Friedberg (Hg.), Corpus Iuris Canonici, II, 1879 (Ndr. 1959) 並の Decretalium D. Gregorii Papae IX. Compilatio 二四〇四。

(二) 井林義之 K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte, I, 1972,310-11; A. Wolf, Gesetzgebung und Kodifikationen, in: P. Weimar (Hg.), Die Renaissance der Wissenschaften im 12. Jahrhundert, 1981, 149 (Ann. 38). 井林 S. Gagné, Studien zur Ideengeschichte der Gesetzgebung, 1960, 308 (Ann. 4, 5)-310 (Ann. 2); A. Wolf, Die Gesetzgebung der entstehenden Territorialstaaten, in: H. Coing (Hg.), Handbuch, I, 1973, 588 (Ann. 7), 699 (Ann. 1).

(三) A. Patschovsky, Zur Ketzerverfolgung Konrads von Marburg, Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters, 37(1981), 645 (Ann. 7); M. Werner, Konrad v. Marburg, in: Die deutsche Literatur des Mittelalters, Verfasserlexikon [= VLJ], 5 (1985) 218 f.; P. Segl, Konrad v. Marburg, in: Neue Deutsche Biographie [= NDBJ], 12 (1980) 544 f.

(四) K. Hampe, Das Hochmittelalter, 1963, 367 (Dominici canes), 渡辺昌美「カタリ派ヒューリクと十字軍」岩波講座『中世歴史』(一九七四) 一一一頁、スネハーネン(今野國雄監)「中世の異端カタリ派」(一九七五) 一九頁以下、トマロカル(大和誠・岡田徳一監)「カトニックの歴史」(一九六九) 八二頁、橋口健介「騎士の城」(一九六七) 四七頁以上、同「十字軍」(一九八〇) 四一一四一頁、小鶴潤吉[一]、一九七〇年参考。

## Nocivus Terrae の概念について（一）



(1898), Nr. 24 (S. 123-130) に記されたが、W. Schnelbögl, Die innere Entwicklung der bayerischen Landfrieden des 13. Jahrhunderts, 1932, 299-301 に論述。

(23) やはるだの「『羅馬法』『ヨーロッパ中世史界の構造』（一九七〇）に記述される次の発言を参照。MLF は「後來の〔帝国〕内ハム・ローマ法の範例をいつたが、その成果を算出しえたのは成立してある領邦勢力であつて、イタリアではなかつた」。地方回復によつて其の所轄が現れ、「但安立法のルーネーカーの問題から、彼はなれて考へるならば、ローマ皇帝時代における一連の帝国「但安立法のものだ……極めて裁判権の成立に付く無意味に終つた」といふ意味するものだはなし」。

- (23 a) 本件は、次の表記が参照。 (1239, Febr.) «rector aut judices incurvant infamiam, ita quod tamquam infames ab officiis publicis civitatum et testimoniis arcantur» (MG Const. II, p. 288). 『#2』「infamia とは いふ謂也。裁罪仰せ、infames 云ふ。都市の公職や、裁判所に就いて審問せたりする。或は者たゞおほき事にて、レニヤムセラム。』
- (24) MG Const. II, p. 247 に羅馬の『#2』「infamia 云ふ。K. Zoumer (Fn. 20), Nr. 58 B, p. 77 そつと記した。』
- (25) MG Const. II, p. 247 に羅馬の『#2』「infamia 云ふ。MLF Art. 29 に記され、suspicio 云ふ。L. Weinrich (Fn. 20), Nr. 119, p. 484 そつと記した。』
- (26) 『#2』「infamia 云ふ。都市の公職の職務の終了したる。Lehens 云ふ。Ebenso soll er die Namen derer aufschreiben, die angeklagt oder angezeigt werden als landschädliche Leute und bei Verruf』 と記す A. Buschmann (Fn. 20), 94-2. „Er soll ausserdem die Namen derer, die als landschädliche Leute angezeigt und angeklagt worden sind, sowie den Rechtsgrund ihres Verrufs“ と記す。
- （註）「羅馬法」『nocivi terre』や『infames』に対する翻訳には、二つの異なる翻訳がある。

## 四

先ず《nocivi terra》について。この語は、一一〇〇五年以前には、普通のかぎり法史料には見いだされない。ただ、類似の「*terre dampnosus*」がある。これは、一一〇一一年五月一日ヴォルムスにおいて、ドイツ王ハインリヒ(七世)が諸侯にせいかれて余儀なく発布し、翌年五月*Cividale in Friuli*にあって皇帝が確認をした、いわゆく *Statutum in favorem principum* に由つて<sup>(25)</sup>。ハインリヒは、この帝国會議において、従来の反諸侯・親都市の政策を放棄するのを諸侯の前で皇帝に誓つた。<sup>(26)</sup>これが守られなかつたことが、三年後、彼の廃位を導いた。<sup>(27)</sup>といひて、右の帝国法律がフリードリヒ一世のむづ一つの諸侯法(本筋後述)にたいして特徴とするのは、それが、諸侯にとっての最も危険な競争者たる都市、とりわけ国王都市の勢力強化を阻むための諸規定を含んでいたことにあつた。<sup>(28)</sup> ホーヘンシュタウフェン家による国家形成——いわゆる crown principality の創出——には、よく知られているようだ。他ならぬ都市が中心的役割を果たしてゐたのである。ともかく、やうした諸箇条の一へ、第六十六条は次のように規定する。『朕の諸都市において、*terre dampnosus* あゆこせ *dampnatus (a iudice)* あゆこせ *proscriptus* は、それと知つて〔都市〕受け入れられるいふはかるべ』。[かやに] 受け入れられたるもあれば、[彼らが]が都市裁判所で断罪されるいふには「[都市より] 追放されるべし』。

実は、一一〇〇五年以前のみならず、以後も《nocivus terra》としてた語はほとんど使われず、普通《terre dampnosus》式の用語が用いられる。例えば、BLF が、犯罪者の庇護者に関して左のように記すのが、その一つである。《犯罪者 (mali homines) を庇護し、彼らについて有罪が宣告されたるとあれば、その〔庇護〕者は〔彼らを〕お庇護せんとす

るまで続くのである。

〔後編〕、彼らに由来する「損害の」賠償をすべて支払へべ（plenam ab eis exhibent iusticiam）。しかし、彼ら〔犯罪者〕が彼〔庇護者〕のむしをやがての場合には、彼らが彼むしむに腹た間に彼らがおけたすぐれのムシヒトヘト、彼らは賠償をなねばならぬのである。したがつて、これらが賠償をすぬかあらば、かの主人〔庇護者〕は、infamis〔次節後述〕に陥る」とはなし、あるじせ、homo damnosus ハムト Denunciatio や、ハムヌ（denunciatibur〔本節後述〕）ハムツモナハムサナ、（a. 14）。そして、立法や証書が次第に多くヘンツ語で表されるようになる。そこでは、すべて、かの《schedelichen hütten dem lande》風の言葉が支配するようになる。例えば、比較的早期の例では、オーベルコト・ラハト社（一一三〇年）はねかく《schiedlich leut, davon das land gerüngt wird》（c. 15）や、一一五六年のバイエルン・ランツ平和令における《schedlich lute》（c. 14）である。これらの用語例が、以後、十五世紀に到

## Nocivus Terrae の概念について（一）

damnare やハーマー法文上の用語に由来する言葉である。もとめたるハ、ハイマニ=ゼンケルの『ローマ法源籍典』によれば、ホト' damnare の釋義、1) verurteilen, 2) auferlegen, verpflichten, 3) verworfen の「ハモド」、11111母の <Statutum> における一例は、ラーモドムナムハ第 1 の条文にて「*Si mense et iure* すの場合 damnare せむに重大犯罪の科による有罪の宣誓立てにて用ひられた間葉いわば、回<sup>アラタ</sup>詔書」にせその用例として *indicio publico, in capitali criminis, rei capitalis* damnatus (I. 3 § 5 D. 24.5. I. 13 § 2 D. 28.1. I. 2 D. 48.19) が挙げられてゐる。また damnosus (adj.) の項には、Schaden bringend の意味で《*damnosus socius*》 (I. 14 D. 17.2) の語が記載される。ちなみに、タキムラバ「井記」第四卷十二には《*de ui publica damnatus*》(《公的な暴力のため罪を宣告せねど》) と述べられてゐる。これによれば、右志「諸侯の利益のための取り決め」の第六十六條の《*dumpliuitus (a judice)*》が、文字通り「(裁判官による)」

ヒ) 有罪の判決を受けた者」、やして『terre dampnosus』は「ナハトに書をもたす者」と解される。

以上にたゞ一例『nocere』について、「ローマ法源辞典」は、その項に a) Schaden anstiften, zufügen, b) nachteilig (od. hinderlich) sein, entgegenstehen の意味の二用法例を掲げぬ中、『nocivus』の例はない。<sup>(35)</sup> ただ、『nocens』の項には 1) schädlich, nachteilig, 2) schuldig の二用例が挙げられてゐる。このうちの後者の例中、如形容形『nocens』のものは Missetäter, Verbrecher の意味をもつとして、その例に peccata nocentium, nocentem infamare (1.18 pr. D. 47, 10) を掲げてゐるのは幾分、田を示す。ところわけは、一〇八三(西暦)四月三十日ケルン教区にて大司教 Sigwinus によって公会議において発せられた「神の平和」<sup>(36)</sup>の用法の言葉が見いだされるからである(康十一條)。曰く、『ヒモ  
おり、大公、あることは他のグラーフ、あることはフォークム、または彼らに代わって執り行う者たちが裁判所を開き、  
法が速く公平にこなされ、利益および強姦および他の『nocentes』にたゞして裁判を行ふべき』との] 平和[の諸  
規定]は圖れねど<sup>(37)</sup>。MLF に使われる『nocivi』が、用語上、右の神の平和におけるこなした言葉——『有害な人  
間(nocentes)』——に由来するのかどうかは興味を惹く問題である。ともかく、周知のとく、世俗権力でなく「聖  
職者の決定的なイニシエティカのもとで成立」するといふに特色が求められてゐる神の平和の中に『nocivi』と大旨  
同じ言葉である『nocentes』が見いだされるのは充分注目してよいであろう。<sup>(38)</sup>

五 これを要するに、『dampnosus』・『dampnatus』も亦『nocivi』・『nocentes』である。これらの言葉は、例えは 盗犯・殺害者など個々の特定犯罪の実行者を示すものじよよりは、むしろ、有罪者・有害者・犯罪者といった、頗る一般的な意味で用いられてゐるに過ぎないのが分かる。他方で、それがアハトに処せられた者(proscriptus)とは、少なからず本来は區別されていたりむせば、先述の『statutum in favorem principum』の『terre dampnosus』ある ことは『dampnatus (a iudice)』の『proscriptus』が肩を並べて挙げられていたりとに疑ふる由に、MLF Art. 29 由

体からも判然分かる。つまり、**«nocivi terrae»**の名の登録・抹消とは別に、宮廷裁判所書記官の大きなむけ——の仕事が、**「」**の被追放者の名前の登録、および追放解除になつた者の名などの記録にあつたから。<sup>(4)</sup> すなわち、書記官は、**「アハトに処せられたる者らと原告との名、および〔アハトに処せられる〕ことになった」**原因そのもの、あるいは告訴の内容<sup>(5)</sup>、そして、その者らがアハトを下された日にちを記すべし<sup>(6)</sup>とされている。次いで、追放解除の記録についても、詳細に**「アハトから解除されたる者の名、および原告——この者のゆえに、アハトに処せられるに到つた——の名、アハトから解除された理由とその日付、被解除者の保証人たちの名、これらが誰であり、何処の出であるのかを記録し、あるいは、告訴人の満足のために、諸ラントの慣習に基いて、被解除者が提供すべき、他の担保物<sup>(6)</sup>を記録すべき》**とのと詔じられて——。

**「」**のようだ、MLF ザ、**«nocivus terrae»** や **«proscriptus»** の名を記録するなど——、**「」**やした「帳簿」——ただ、**「」**の類の言葉そのものだ、MLF ザは、見いたれない——なるものの存在が認められる最も古い報告<sup>(7)</sup>などにはなる。<sup>(8)</sup> とくに H. ラ・タインス以来、近時の A. ブッシュマンに到るまで、**«Liber Constitutionum Regni Siciliae»** にいう**「特別帳簿 (specialia acta)」**の制度<sup>(9)</sup> (第五節後述) と、MLF に認められる、帝国宮廷裁判所書記官のゆとりの「帳簿」の作成とこう、**「」**の両者の関係について度々言及がなされてきた。それは多分、次のことが契機となつていよい。すなわち、右述のように、細かな事項を詳しく記録する<sup>(10)</sup>とによる、被追放者の登録・抹消の制度を MLF が導入しようとした<sup>(11)</sup>との軸を以て<sup>(12)</sup>求めり<sup>(13)</sup>ことができるかと——<sup>(14)</sup>ことである。その両者の関係の多少を問わず存することにつけ、これを肯定する回きもある——本節後述のコーリングの所論も、この関連で読めよう——。**「」**の問題はしかし、早急には確固とした結論の出せない<sup>(15)</sup>といふのが、現在研究の大旨認めるところである。ただ、MLF につけ、ねそなへるむじこえるのは**«nocivi terrae»** や **«proscriptus»** につき別々の帳簿が作成されるのではなく

説  
べ、一つの帳簿に年月を追って混在記録されるといふことである。<sup>(17)</sup> 関係のドイツ語文（前節参照）には、「Und sol schreiben, so si ze recht choment und uz der aht」である。これは「記録の対象の一ひとし」と書記官は、被追放者が裁判所に出頭するか、もしくは解除されるときの記録を記載することとしか述べられていない。しかし、帳簿はねぞひへ、全体として「被帝国追放者記録簿」と呼んでよいものであつて、特別に「ハハムニヒト有害な者の帳簿」といふものが作られるわけではなかろう。帝国法で、前者のそつした言葉そのものが登場する著名な例は、アルブレヒト一世がニーベルンベルクにおいて公布した一二九八年十一月十六日付ラント平和令の中であつ（第四四条）、<sup>(18)</sup> 「unser aehtbuch」がそつである。<sup>(19)</sup> この文書を命める関係の規定は短く簡明なので、左に原文のまま紹介しておきたい。《swer mit rehter clag in die aberaht kumpt, den sol unser schriber an unser aehtbuch schriben, umb wehli sache oder war umb er in die aberaht kommen sei》<sup>(20)</sup> これがにせよ、帳簿作成上の、いふべき事情が、場合によつては、《nocivus terrae》<sup>(21)</sup> から混同される傾向を生む一つとなつたのは大いにあつたことにはなかつた。

六 最後に、《nocivus terrae》<sup>(22)</sup> と《terrace dauphonus》<sup>(23)</sup> 中の terra についての場合では、深く立ち入るゝことはできない。MLP<sup>(24)</sup> にせよ、terra の言葉はしづしづ、「<sup>(25)</sup> 裁判官の慣習に基いて」(iuxta constitutinem terrarum) といつたかたちで出でおり、第一十九条では、前節既述のように、判决はハハムの慣習に基いて宣示されるべきとか、アハトからの被解除者はハントの慣習にしたがつて担保を提供すべきとかといわれている。また同じように、第四条では、「朕の諸侯や、朕から直接に裁判権を保有する他のすべてのものは、彼らに判断を任せられた諸事件を、公正な審理によるべし、諸ラントの理性的な慣習にしたがい (secundum terrarum rationabilem consuetudinem)’ 逃走するやうだね、彼らの下で裁判官となり、彼らから裁判権を保有する裁判官の下にたつて、何様のことを命令すぐれども」

と繋がる。ルートヴィヒ・レーベンツィウス「ラントの慣習」にいたり、かつての・アルンナーは「ラント」概念をめぐらで左のように書いた。「ラントは法と密接に関係してくると同様に、平和にも密接に関係してくる。ラント平和への配慮は、支配者の中心的な課題であった。帝国平和令も帝国ラント平和令を意味してたし、一一三五年のマイエンツ・帝国平和令が示すように<sup>(53)</sup> consuetudines terrae に関するものだ」。いう述べるに従つて、アルンナーは、「ラント」・「慣習」（＝「法」）・「平和」の三者が深い関わりにあることを我々に詮説せよとある。彼がラントを「あるなんらかの、ではなく、あわめて明確な国制をもつた、法仲間団体（Rechtsgenossenschaft）」・「ある特定のラント法によつて一つにまとめられてくる法共同体、および平和共同体」と規定したのは、やのうと本質的に全く同じ」とをいねうとしたものに他ならない。

アルンナーは、ラントを「領域支配権（Gebietsherrschaft）」と曰く視するような見方を批判する。「terra は domini terrae の登場によって始めてその特別の意義を獲得したところではない」けだし「terra とか territorium とかの言葉は、十一世紀に入る以前の比較的古い時代にも知られていたが、この時代には未だ domini terrae は存在していない」<sup>(54)</sup>。しかしながら、少なくとも MLP 時代 terra はすらに domini terrae によって一つの領域としての纏まりを得ていたのは間違いない。例えば、一一〇四年の〈Treuga Heinrici〉（本節後述）c. 9 せき謀殺の犯行後逃亡した被告の『fama publica』が立証されたときに<sup>(55)</sup>（次節後述）、制裁の一ひとつのよう�述べてある。〔被告の〕自有地（proprietates）が、彼の最近親の相続人が受け取る。彼の〔相続人〕が十四日以内に「自有地を取領せず」等閑に付すとあざ、ラントの君主（dominus provincie）がそれを受け取る」と。また、アルンナーじしん右に紹介した文章の中でも、「ラント平和への配慮は、支配者の中心的課題であった」と述べていたし、しかも注目すべきは、彼は右の文章を書くにあたり、次のようにこう、J・ゲルンフーバーの所論を引いていたことである。「ラント平和法は、初

説めから、領域的に統制する法であった、「トーハム平和法に關しては、人的思考から領域的思考への動態的な發展といつて一セを立てられべき點」である。<sup>(39)</sup> つまり、憲葉の最廣義におけるトーハム和平しか存在しなかつたのである。

ゲルンワーバーの「術語は、トーハム平和令の妥当根柢を、関係者相互の「契約（Verträge）」<sup>(40)</sup>ではなく「國家の権力」<sup>(41)</sup> つまり「法律（Gesetze）」（「意識的な立法」）に求めんとする彼の基本テーマによるもの」の伏線をなすものであるが、より多く MLF における terra せ dominus terrae —— いの憲葉はかの *Statutum in favorem principium* を仰む、ハインリッヒ 11111 年の「文書の中に始めて現れた」—— との関係を抜かしては理解不可能ない」とは疑いなし。いわゆる、本稿問題の «nocivus terrae» に記載の terra もまた同様の関係の上に立てて理解されねばならぬことであるが、«nocivus terrae» はさ、 dominus terrae によって、憲葉換えれば terra の形成あることはその平和によつて、譲割いはず、したがつて鎮圧の対象いわけても犯罪者も意味あらぬことないのである。<sup>(42)</sup> いの憲葉は BLF を先頭として、MLF を受け継ぐ以後の領邦平和令における一層發展させられた「トーハム」は、リード多く語る所である。

七 «nocivi terra» に匯むる用語には、次に、accusare と denunciare がある。やせつローマ法上の術語があつた。再び『ローマ法語典』に匯むるが、前者については、1) vor Gericht anklagen, beschuldigen, a) wegen eines Verbrechens im Wege des Strafprozesses (tit. D. 48,2,C. 9,1 u. 2), b) wegen privatrechtlicher Ansprüche im Wege des Civilprozesses, 2) Vorwürfe machen, tadeln と見え、後者は匯して、ankündigen, ansagen, anzeigen, kundtun のある。実じ様々の一般的個別的用例が掲げられてこそ、とくに、民事訴訟での例が際立つ。犯罪にたゞする裁判の例としては auf die Anzeige bei Behörden geben とくに犯罪起発の意味での用法、denuntiare crimen, denuntiatio criminis (I. 18 § 2, 3 D. 48, 5, I. 14 C. 9, 9) である。この場合は、やつおたつて、これだけを紹介するのみに止むべし。

といふや、H・コーリングは「帝国法におけるローマ法学の影響」の問題を扱うなかで、ラント平和令をとりあげ、なかんずく MLF について左のように指摘した。「マイハシ・ラント平和令もまた、その内容の独自性にもかかわらず、全体として見るとき、それが学識法学者の参加のもとに定式化されたことを示している。おそらく、フリードリヒ一世は、マインツの会議に、ローマ法の教育を受けたシチリアの彼の宮廷裁判官の幾人かを伴っていたのであろう。この平和令のテクストは、ローマ法の概念や術語をかなり用いている。内容の上でも、しかし、ローマ法が影響を及ぼしている」。<sup>(62)</sup> さらに彼は、平和令諸箇条に見いだされる用例や規定内容を紹介しつつ、平和令におけるローマ法の影響を個々に跡づけ、次のように締め括る。「したがって、全体として、この平和令は、中世ゲルマン法思想とローマ法思想とが混ざり合いしみ込んでいた立法作品である。それは、中世固有の必要と目的設定とから生じ、ローマ法学者の知識の助けを借りて定式化された法律という、カントロヴィッツのいう意味の『混合法 (Mischrecht)』を指している」。そして、MLF におけるローマ法の用例の一つに、コーリングは、十二世紀ボローニャの刑事訴訟法に関する H・カントロヴィッツの研究を引いて、第一九条にいつ *accusare · denunciare* をローマ・カノン法における刑事手続をめぐる専門の語句と見たのである。ただ、ひとこと付言すれば、カントロヴィッツじしんは、このボローニャ条例法を含め中世イタリア法が、「ローマ・カノン法」(コーリング) ではなく、「本質的に spätrömisches Recht を意味していた」ことに注意を喚起しようとする。<sup>(63)</sup>

八 以下では、とくに *denunciare* について、同時代の法史料を探ってみたい。この理由については後述するといろから分かろう。始めに、比較的初期の一例として、本節既述のケルン教会区における神の平和（一〇八三年）にいう、次のような箇条を取り出しておこう。『もし彼「不自由人」が、彼に下されるべき「斬首とか手の切断とかの実刑」刑罰を恐れて逃げ去るときは、永久の破門に服せしめられる。そして、いかなる場所においてであれ、彼のことが詫

にのぼるならば、そりに文書が送付され、これを通して、彼が破門に処せられてゐること、および、彼と交際をすることが誰にも許されないと、これらのことだが、すべての人にたいして、告知される (*denuncietur*)<sup>(2)</sup> (c. 7)<sup>(3)</sup>。」のように、公けに「告知する」というのが後述に示す通り、*denunciare* の大きな意味の一つとなつた。

他のもう一方の意味を示す用例が、一二一九年十一月二十一日アウクスブルクにおいて、フリードリッヒ一世臨席の下で開かれた裁判集会の判決文書に見られる。アハトに処せられたる者、あるは破門に処せられたる者を、」の者が裁判官によって「それとして」宣言され宣告されたる (*denun [ciatus] et interdictus*) 後に、隠匿し、「の者」<sup>(4)</sup> 証言と援助を提供する者は誰しも、「被追放者・被破門者」自身が、アハトや破門によつて、法律上当然に義務づけられているものと同様の刑罰を、「自分の」身柄や家屋について、また他の事項についても甘受し負わねばならない。」には *denunciare* は、裁判官が被告をアハトに「宣言する」という意味で用いられてゐる。

以上の二用例は、以後の文書に交互に現れる。幾つか紹介すれば、ザクセンのためのハインリヒ(七世)の一一一  
一一一一(1) 年平和令——当時の摂政、ケルン大司教 Engelbert の作品——は<sup>(5)</sup> c. 16 において書く。『放火者は、彼の法を支持せんと欲する者たち「六人」と自分共七人でもって、グラーフ——のグラーフシャフト内  
で彼「放火者」が諸時を焼き払つた——の面前で、彼は放火をおこなわなかつたことを宣誓すべし。もし彼がそれをなさぬときは、グラーフは、彼と彼の仲間とが皇帝のアハトにあるものと宣言すべし (*denuntiabili*)。そして彼「放  
火者」は、皇帝を通して以外に、自己をアハトから解くことをえない』。他方、同じ平和令第十七条は、『いかなる reysa もなすべからず』<sup>(6)</sup>として、左の「とく記して」る。『しかし、もし reysa があつたときは、[それによつて] 捐  
書を受けた者は、皇帝、あるいはその者の「住む」地域の裁判官のむへに赴き、reysa を犯した者たちの名前を知らせ、文書、あるいは口頭でもつて、それ「名前」を告知すべし (*denunciabit*)。そして、かの者たちは、十四日経過し

た後に、召喚されるべし」と。いに見える denunciare がほとんど「訴えを起す」というのと変わらないのは、BLF 第十三、十五条(本節後述)からも分かるであらう。やむと、同条は続けていう。《しかるに、出頭せぬ者は、皇帝あるいは裁判官によつて、アハトに処せられたものと宣明され(denuntiabantur)》。なお、出頭して《ratisa》を犯したことを出頭せぬときは、被害者に損害を償い、裁判官には賠償金を支払わねばならない。しかし、それを告白せぬときは、《過当なる者と四分共、七〔人〕の手によつて雪冤すべき》であった。

世俗世界におけるアハト刑に相当するのは、聖界では、周知のように、破門刑である。フランクフルト・アム・マインにおいて一一〇〇年四月二三日、ハインリヒがドイツ国王に選挙され、その三日後、フリードリヒ一世によつて発布された諸侯法の一〇、いわゆる *<Confederatio cum principibus ecclesiasticis>* は、僅かの例外を除き、以前の個々の特權状においてすでに見いだされた諸規定を含んでいたが、次のように譲り c.6 は、c.7 とともに、その例外の方に属した。教会破門刑と帝国アハト刑との連繫を述べるそれは、<sup>(1)</sup> ライプニッツによれば、「帝国の権勢を最も傷つけむ」性格の規定に属していた。曰く、《彼ら【聖界諸侯】によつて破門に処せられたる者、りを、法律上当然のようには、朕は遠ざけるであらう。ただし、彼らから、口頭によつてであれ文書によつてであれ、誠実な信頼に値する使者を通じてであれ、朕にたいして、それら【破門に処せられたる者の名】が告知され (denuntiati) たるときには、<sup>(2)</sup> 彼ら【被破門者】が、事前に【破門から】解除されないときは、朕は、彼らに、裁判所に地位を占める資格を認めない。【ただ、その場合】次のような区別がなされる》。すなわち、告訴者の告訴に応ずる権利は、破門によつては、彼らから奪われえない》。ただし、彼らは《代弁人なしに (sine advocatis)》告訴に臨まねばならなかつた。これにたいして、《【裁判所において】判決、および証言を述べる権利や能力、および何人かを訴える権利や資格は、破門によつて、彼らから取り去られねばならない》。なお、いつし、の「教会諸侯との協約」の公布と引き換えに、長子をドイツ

説  
論 国王に選挙せしフリードリヒは同じ年八月、一一一一年以来八年の滞在に及んだドイツの土地を去り、イタリアに向て出発、十一月二一日ローマにおいて教皇によつて皇帝に戴冠され、<sup>(14)</sup> そのもとある名な「戴冠法(Krönungsgesetze)」(第五節後述)を發布する。

右の帝国法律 <Confederatio> に知られたものと同じ趣旨の規定は、一一一四年七月 (v.) カルツブルクにおいて、国王と諸侯との間で誓約が交わされたハインリヒ (七世) の平和令、いわゆる <Treuga Heinrici> —— これもやはり、Engelbert 大司教の強い影響下で發布された—— にも存する。司教が、何ひとつを破門に処し、その者が破門に処せられたる者たるゝとを、彼の文書を通してあることは頭によつて、皇帝あることは国王に申告すべし (denunciaverit) ときには、皇帝および国王は、彼 [被破門者] をアヘトに処するべし。しかし、彼 [被破門者] は前もつて被害者にたゞして補償をせぬかわりば、「破門から」遙除せれる (remitte)。」(c.24)。

BLF にせよ <domus vel castrum denunciatum fuerit publice super aliqua rapina> やか <de raptoribus denunciatis> とかの文言が見だされる。すなわち、『強奪 [犯人を置いたる] のゆえに』や、家宅あるいは城が公然と Denunciatio を蒙りたるときは、誰が [強奪を] なしたるか、どのゆえに [強奪が] おこなわれたるか、が、とりわけ明瞭に陳述されねば。このときには、家宅 [や城] の主人は、「強奪を」ねじなしたる者を [家宅や城から] 遠ざけ、強奪から生じたる損害を十倍にして償い、あることは、罰せられねば司教の者を裁判所に出頭せしめべし》(a.13)。また曰く、『Denunciatio を蒙りたる強奪犯人につけ、もし彼が、裁判官によつて彼にたいし指定された最初の口に、保証人を伴つて田の裁判所に出現する』といふ時は、裁判官は、彼を直ちに、アヘトに処し、彼がその教区民であるといひの司教は、彼を破門に処すべし》(a.15)。これらの両条に見られる denunciare の語義は、比較的は「あらへどする。すなわち——前述の、公けに「告知する」に出来ると思われるが——裁判所に「訴えを起す」」といふことだ

ある。ルベリ a.13 には、訴人が城館などに匿われた強盗犯人にたいして訴え出ぬこと、被告の具体的な名前、および当該強盗事件の態様を告げねばならないとわれる。るに、それは、よく現れている。金のために訴えれば、BLF には、「やるに」、公けに「告知する」の意味の *denunciare* も知られる。《わし》何ひとかがアハトに廻せられ、十四日以内に「アハトから」身を解かないときは、「裁判所」伝令使は、証人を具し、その者「の名前」を市場や教会の所在地におこし、告知するべし (*denunciet*)<sup>6</sup>。かくして、かの者のすべての財産は没収されるべし」と (a.25)。

他方、同じ BLF には、今まで紹介してきた用法とは幾分異なる *denunciare* の用例が、次の規定に述べられてゐる。市場、あるいは村落に存する、一つ、または複数の家宅が *Denunciatio* を蒙る (*denunciabuntur*) ときだ、その家は、他の家に損失を与へぬように、取り壊されるべし。あるいは、裁判所の許可のもとに、当該の家は「風格が」算定されて売りに出され、こうして得られた代金から、告訴人にたいして賠償がなされるべし》(a.16)<sup>7</sup>。いわゆる *denunciare* の意味は、——アハトに「宣明する」に由来していよいよ——裁判官が「有罪を宣告する」ということであり、家宅の取り壊しは、家宅にたいする、いわした有罪判決の効果として起きたのである。

九 以上の若干例から、*denunciare* の語は一方で、公けに「告知する」—裁判所に「訴えを起しす」、他方で、裁判官が被告をアハトに「宣明する」—「有罪を宣告す」ところの系統の用法で使われていたことが明らかとなつた。では、この語どうやら MLF の «accusantur vel denunciantur tanquam nocivi terre» における *denunciare* は、どのような意味になるのであらうか。この点につれて、立ち入りた見解を表明したのは、フォン・ツィーリンガーである。彼によれば、右の «accusantur vel denunciantur» は *accusare* と *denunciare* とは別個の意味を有した。*accusare* は「右述の分類を用ひれば——、原告が裁判所に「訴えを起しす」ことであり、この訴えは、「被告は *nocivus terre* であら」との主張を内容としていた。したがつて、それは、例えば盗犯ならば盗犯というような、ある特定の個別

犯罪の被疑者にたいして訴えを提起するのとが、本来的に、違っていた。いわした *accusare* とは異なり *denunciare* は、裁判官が被告を《nocivus terae》として「有罪を宣せよ」といふをじへ。この訴えの提起と、判決の宣示との間手続の間は、証明手続が挟まつていた。証明——しかも、これは基本的に断罪証明——の主題は、*Treuga Heinrich* の c.16 (次節後述) にこわれるよつた。被告における《infamia》の存否にあつた。このよつた訴訟を、ツアリンガーは、「有害告知手続 (Schädlichkündigungsverfahren)」と呼んだが、MLF や BLF も *denunciare* に関して見いだされる刑事手続は、かくのいふ性格の手続であつたむじへ。そして彼は、先述のコードハグの誤解との関連では、次のように述べる。『accusantur vel denunciantur』というやうなひと縦まりの表現が用いられてゐる。これで「迷惑され、ある」は、それがカノン法に慣用の転用であるとするだりとに影響されて《denunciantur tanquam nocivitate》を、何ひとかを犯罪者として、いつも、ある犯行の首謀者として、告発する (angeben, denuncieren) とか、やや専門的意味で、彈劾する (rügen) もかといつたように捉えるとすれば、これは皮相的理義であり、このような理解は、Inocivi terrae という表現が有する専門的な意義を自覚しないものであつた。ツアリンガーは、このよつた MLF の刑訴文書におけるカノン法の影響を否定するのであつた。この点は、次節においても触れるところになる。

確かに、BLF a.16 に示されたよつた「denunciare」が「有罪を宣せよ」を意味した例があつた。しかしながら、少なくとも MLF の刑訴文書における *denunciare* がどうか、そのよつてに解するには、少なからぬ無理があつた。denunciare せ、《accusantur vel denunciantur tanquam nocivi terre》といふよつた。裁判所に「訴えを起し」す」という趣旨の一つの續いた文章の中に位置を占めてくる言葉であり、やはり何となく「いつ」のところに (したがつてまだ、そいだは、職権に基づく追及は問題となつてこないことを) 注意せねばならないであつた。コーリングが、《accusantur vel

denunciantur》やローマ・カノン訴訟の開始手続を示す相撲と見ていたのは、この意味でせ出しこのである。この規定は、後代の次のような一例で示す「レムドナムドナム」。一一八八年ボローニャ条例法には、犯罪に関する訴えが提起されねばに種々守られぬべき」と定められていた（第四書冒頭）。すなわち、告訴人は、当該告訴の内容が真実である旨の宣誓をおこなう。告訴を起りかねばあたり、（ローニャ・ソルヌスの保証金を提供し）一旦提起した告訴は、一箇月以内に続行せぬとすれば、保証金を没収される（<sup>(17)</sup>）。これに「われる「告訴を起りかねば」「告訴」「告訴人」にあたり相葉は、おのれの《accusaverit vel denuntiaverit》・《in ipsa accusatione vel denunciatione》・《accusator vel denunciator》であり、（）にせよ「あぐれ accusare と denunciare との組み合わせて」のが分かる。これにて、カントロウカツツはこう。【イタリア都市】条例法が、denunciare とか denuntia とかの表現を使用する場合、その相葉は、全く非専門的に、accusare と同じ意味のものとして用ひられ、あくまでも、糾問手続における公的訴追者による告発といふ意味で使われてこる（<sup>(18)</sup>）。

十 本稿の課題にとりては、しかし、のよひ、フォン・クラインガーの所録を反駁すれども、ついで済まされにはいかない。レムドナムドナムが一度、MLF Art.29 に「scribet nomina eorum, qui accusantur vel denunciantur tanquam nocivi terre, et infarnum」（レムドナムドナムが相手に繋がりを有する文記して現われてこよ）、「homo dampnosus denunciatibit, taliter satisfaciens」（レムドナムドナムが相手に繋がりを有する文記して現われてこた（）に田を回さねばならない）。ついに「《denunciatibit》（《denunciantur》）・《homo dampnosus》（《nocivi terre》）・《infamis》（《infames》）」（レムドナムドナムが相手に繋がりを有する文記して現われてこよ）、「homo dampnosus denunciatibit」のものなど、あたかも「denunciantur tanquam nocivi terre」（レムドナムドナムが相手に繋がりを有する文記して現われてこよ）が見えたわれる。やむなし、「《nocivi terre》が《Infamie》を蒙りたるもの」ではないかと既述（前節）したことが、他ならぬ《erit

説 infamis vel homo dampnosus denunciabatur》<sup>レ</sup>た文書の中に判然と現われてゐるのである。

のよりは既に述べた通り、MLF は述べられた denunciare が、確かに大略訴えの提起に關わる文言とはいへ、accusare とは別然のよには一緒にできず、これとは幾分違った趣を有した言葉であったことに理解が行くであらう。直ちに考へられるのは、accusare の場合に告訴者に課せられていた責任——例えば、右述ボローニャ条例法におけるような——が denunciare に於ては、緩和されるところである。<sup>(17)</sup> 一一八八年ボローニャ法についてカントロガイツツが、accusare とは區別される意味での denunciare を、右述のよに「糾問手続における公的訴追者による指発」と指摘していた。<sup>(18)</sup> 同時代ピストイアの人 Cinus (1270-1336) が《denuntiatio せ accusatio に代わるもの》と述べたことが想に起り得る。この《denuntiatio》によって彼はなにをいねたとしたのか。あるいは書いてある。《裁判官は、彼は、[他人の] 不法な行為を告げ知らせん (denuntiant) 実行者 (executores) を有すべし》。彼は、いりや「denuntiatio」に携わり得るのは、カノン法においてはすべての者とされてゐるとは異なつて、ローマ法においては、特定の公的補助者 («officiales») であつて、この者が、犯罪や犯罪者に関して知りえたうとにひいて裁判官に情報の提供をおこない、これが《accusatio》に代わり、裁判官はこれに基づき犯罪の調査に入る、といふことを記ねうとした。いわく、「カノン法にねこさせ、それ [nuntiatione] は、良き熱心さによつて、および、前もつて慈しみの勧告をなす」と (praemissa caritativa monitione)「nuntiatione く」動かわれるすべての人によつてなされうる。しかしけれわれの法「ローマ法」では、「裁判官による」犯罪の探査に先立つて派遣されている特定の officiales を通して以外に、それ [nuntiatione] がなされないことは見こだされない。さらに、他の者たちによつて nuntiatione がおこなわれうぬことはない。〔われわれの法には〕発見されず、「officiales 以外の」他の者は、むし欲するのないば、Accusatio せなれども (debet accusare)」<sup>(19)</sup> す。MLF や BLF は「nuntiatione が、ローマ法上の

nuntiator = delator (I. 1. § 5 eod. I. 6 § 3 D. 48, 16. I. 3 C. 9, 35) ジョルジウス、裁判官を補助する職権におる者によつて担わ  
れんとするが、到底考へられない。したがつて、それは、あたかも、医師が——110周年記念フリハベの高位聖職者に

たいして発せられたインノケンティウス三世の著名な勅令<Novit ille>(X. II. 1. 13) に「たわれ、「親切船員 accusatio  
の職格もと不似程や………を改善した証証方式」といふる denuntiatio evangelica に見えりよひ」キリスト教徒  
なれば何ともゆきりなづ資格があつたものいふねばならぬ。」おひへ。」のよひに考へるが如く、MLF・BLF にこ  
う denunciatio はローマ法的と云ふべきむしろカノン法的法觀念の刻印を帶びてゐる。少なへずおれん無縫な存  
在ではなし、と思はれるのである。

本節後半で、ムツリ denunciare に考察をぬぐつてめた理由も、実はりのよひに denunciare が単純に accusare

とは回視やあざらし腰をねたむじゆはおひへ。MLF を短く曰く nomina eorum, qui accusantur vel denunciantur tanquam  
nocivi terre, et infamium は、BLF の立場からいふとすれば、«nomina eorum, qui denunciantur tanquam nocivi terre, et  
infamium» へこへりに力点を置いて読むことが可能となるべ。」ハハハ、隠の隠してこべば——こやかの隠。・  
語義だけをあげつらすかわかも知れないが—— denunciatio—『nocivi terre』—infamia へこへりの順序の間に  
は、ひとつの連繋が存してこる點であるがね。」へなづけ、本稿は以下で infamia が中止して、その連繋の背後  
にあるゆのを考察するといふことになるのである。

(28) Cf. K. Bosl, Heinrich (VII.), in: BW 1, 1080.

(27) ハイニッヒ(七世)は「研究は、現在、未だ十分におこなわれてゐるとはいがたゞ状況にある。初期の研究の一  
つ、J. Rohden (Fn. 4), 373 (Ann. 2) によれば、フリードリッヒはローバルティア都市制圧による医師の助勢を得たため、  
「公のためには必要な willfähriges Werkzeug たり」といふを以てハコヒは徹底して求めた。後者は「れに反対したく  
ない」となる。ハイニッヒは「國王の中央集権の敵対者がラントスヘルンチャウエドをおこなむと出発せやうた」 (Bosl  
[Fn. 26], 1080) のやうだ。

(28) ハイニッヒの特權状が互に「異なる精神」を体現してこたへる。E. Klingelhofer (Fn. 5), 189-190 (Ann. 111-113)

によるとH. Angermeyer, Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter, 1966, 30 (cf. A. Buschmann [Fn. 14],  
Landfriede u. Verfassung, 453 [Ann. 19, 20]) によると、「諸侯が王室や他の諸侯との Konfrontation  
の關係に見、やつて、見ゆることで、諸侯法に「國制發展」として過度な意義」を與へじた、「のぶたな見方」にたど  
り、疑問を出した。當時の政治動向を踏まべ、回顧的に論議を示すものとして W. Goetz, Fürstenprivilegien Friedrichs  
II., HRG, I (1964-71) 1358-61 を参照。畠田鉢子「フリードリッヒ(七世)の『諸侯法』と『帝大取扱』」(一九四  
九) 国立歴史学研究所叢書。

(29) E. Klingelhofer (Fn. 5), 172 (Ann. 31); K. Bosl, Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter, 6. Aufl.,  
1982, 186 (gegen die Städte). 畠田鉢子(注〔28〕)「ハインリッヒ(七世)の『諸  
侯法』とその影響」(一九四九)を参考。

(30) Medieval Germany 911-1250, ed. and trans. G. Barriemore, 1938, repr. 1967, I, 121, 125. これらは「総市を中心と  
した」Herr (königliches Territorium) 設成政策が王權へとつながる。帝權の強化につながら、國王に残された誰かの力  
途であつた。いや起らぬ諸侯法が示してたところのが、E. Schrader, Ursprünge und Wirkungen der Reichsgesetze

Nocivus Terrae の概念について（一）

- Friedrichs II. von 1220, 1231/32 und 1235, ZRG(GA)68(1951)394(Ann. 107), 396(Ann.114). 諸侯の義務を定むる  
 Schrader 註釋<sup>34</sup> W. Goez (Fn.28), 1360-61 より 4° \*ヨウリ Schrader 註釋<sup>35</sup> Klingenhofer 以来の諸侯はに固く  
 ② 皆が勅令の「既に」 R. M. Kloos, Kaiser Friedrich II: Literaturbericht 1950-1956, in: Traditio, vol. 12(1956)434(Ann.  
 46) フルタ編注<sup>36</sup> 他に、トニーニー(主立メモ)、ハーディー、マルザベにゆけず固有の都市の建設が教皇領の議会のパリニ  
 展開されたもの<sup>37</sup> これが、聖座諸侯封君による諸侯法の成立の大略をなすたり。ムスコフ<sup>38</sup> P. Kirm(Fn.15), 271 f.  
 (3) たゞ、BLF 第十七條に依る、後代には「トニーニー等に於ける事務」として「De nocivis hominibus」並びに「トニーニー等に  
 依る事務」。即ち第十七條本文によれば、《Item hominum dampnosorum vel prescriptorum nec dux nec episcopus  
 aliquem per contractum, resignationem feodorum vel contradictionem allodiorum debet eum assumere, ut ipsum  
 ab huius iudicii libertate statutis》ムスコフ<sup>39</sup>  
 (2) K. Kroeschell (Fn. 10), Nr. 78 (p. 284).  
 (3) MG. Const. II, Nr.438 (p. 598).  
 (4) H. Haumann-E. Seckel, Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts, 9. Aufl., 1907(11. Aufl., Nr. 1971),  
 119 (l. u. r.).  
 (5) Oxford Latin Dictionary, Fascicle II(1969)483 (damno 1 b). ラテン語 (國際輔助語協議会) (ナ) (ノ) (ノ)  
 拼音文庫 114回目  
 (6) Cf. Lateinisches Etymologisches Wörterbuch von A. Walde, 3. Aufl., II(1954) 1534 (nocivus); Oxford Latin  
 Dictionary, Fas. V (1976) 1183 (nocivus).  
 (7) Heumann-Seckel (Fn. 34), 368 (r.).  
 (8) K. Kroeschell (Fn. 10), 189 (Nr. 11). 102頁前 ルーハウス禁制令<sup>40</sup> トニーニー等の都市の建設が禁制令<sup>41</sup> トニーニー等の  
 のたゞ上記給われた封の封君の子孫、聖母の規定によるもの<sup>42</sup> (MG Const. I Nr. 425) 因

みに、前規定の趣意は、前条の第十条が次のように定めるにかかる理解であるべ。すなへて、『国王が、王国の敵を襲撃するため公然行軍をすべく命じるとき、あるいは、國王が、主義の敵対者を撲滅するため軍隊を開くが望ましこと認うべきにば、[やれにこじてば]』の平和の規定は「廻田されず」除外される。したがつて、ヘルベルト・ヘルバッカ（昭三武記）「一、忠誠のハハハイムイツにおける『君の平和』『忠誠忠義記』一六」（一九七七）一四〇一頁上段が、いの辺りにて、「この平和令の規定を犯す」とは、国王が軍隊を出してくることを太公・伯が通常の犯罪者に対して裁判をおこなうところを強いて許され」た、むしろこれは正確でない。

- (39) 西川洋一「一、忠誠のハハハイムイツ帝國國制に關する」試論(III)「國家學科雑誌」九五の九・十（一九八三）八六頁。いのよ「ハジ」西川論文はハント和平との相違を平和運動の担い手として、いの域にかぎらず、それはゲルンハイマー（[Fn. 58]，41 [reduzieren]）も同様、内容面でなく、大旨形式的側面から見よべきする（九五頁注〔23〕）が、いの「相違の相對的」も「ハジ」注意せねばならない（本稿の例やハジがBLFの成立には多くの同教が関与したこと〔前注（12）本文参照〕）。ハジの点を略して表明したのが、K. S. Bader, Probleme des Landfriedensschlusses im mittelalterlichen Schwanen, in: Z. f. Württemberg, LG, 3, 1939, 11-26, 4° cf. W. Trusen (Fn. 113), 72 (Ann. 2).
- (39 a) K. S. Bader (Fn. 39), 11-26, 4°ハント和平論議における、いの程度に教宗の影響が述べられたのかの問題は未だ根本的に追究されておらず、ハジ。ハジの民衆の平和運動の決定的な推進力とは、いの民衆であるだ」とは、ハジに指摘されており（J. Dhondt, Das frühe Mittelalter, 1968, 257 [von den Volksmassen], マルク・プロック「新在地他説」「封建社会」≈「一九七七」、一、忠誠のハハハイムイツ「民衆の軍勢」、前掲西川論文〔回〕回誌九五の十一・十二、二二頁）。やはり、ハジした民衆の教宗への影響が、ハント和平にねじれて、必ず現出していくにすれば、それはどのようなものか現れてくるのかも知れぬか。ハジ、問題を出するのみに出るわけがないが、本稿にひきよせて考へてみると、一一一、西川の「Trauga Heinrici」c. 16 によれば、infamia に基づく訴えの提起は、infamia の存否の判定にあたつた（ハジハジ、より大勢の、より尊厳に値する人ひと）（次節本文後述）の中、一端ハジ、やうした影響は求められないで

「**アリーナ**」

- (45) F. Battenberg (Fn. 16), Gerichtsschreiberamt, 23 Anm. 47 並 MLF & «nocivus terrae» と 1 つめ、 1 つめ。
- アリーナの本體（本體本外）は二つめ、 1 つめ。

- (46) Cf. A. Buschmann (Fn. 14), Landfriede u. Verfassung, 468 (Führung des Achtbuches ; Registrierung von landschädlichen Leuten).

- (47) W. Schultheiss, Achtbuch, HRG I (1964-71) 36 f. いの選擇で「三選」、 植物園（植 [3]）（即）「三選」。 + 11 (1 月 11) は「一區區」で「禁放刑の制度的發展をみたかったのは何よりアーレトだ」の発言。

- (48) H. Dilcher, Die sizilische Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II., 1975, 445 (Anm. 7).

- (49) H. Mitteis (Fn. 14), 47 f. ; A. Buschmann, Mainzer Reichslandfriede u. Konstitutionen von Melfi, in : Festschrift f. R. Grinur, hrsg. v. A. Buschmann, 1983, 378 (Ann. 71) ff.

- (50) O. Franklin (Fn. 15), II, 324 (Ann. 2); E. Frh. v. Künssberg, Acht, 1910, 28 (Ann. 12); H. Wohlgemuth (Fn. 16), 116 (Muster des sizilischen Beamtenstaates); K. Hampe (Fn. 12), 394 (nach sizilischem Muster); H. Grundmann (Fn. 15), 56 (Ann. 6). cf. F. Battenberg (Fn. 16), Gerichtsschreiberamt, 13 (Ann. 2).

- (51) A. Buschmann (Fn. 44), 380 (Ann. 82).

- (52) Cf. O. v. Zallinger (Fn. 22), 62 (promise); Vgl. H. Holzhauer, Landfrieden II, in: HRG II, 1476 (並 MLF Land-schädlichkeit 並 MLF Achtbuch < 記載せよ 1 > 並 誓約書せよ)。

- (53) 「アリーナ」 11月 10 日の文書に「liber proscriptorum」 と 1 つめの標識を置く (MG Const. III Nr. 447 p. 428)。 1 月 11 日の文書に「禁制植物園 Otto von Werden 禁制の植物園」と記す。 Helmstadt が 1 月 11 日の「禁制植物園 (a macula proscriptioonis et abiudicationis)」

歴史たる。この本論文の「被認定記録」から、その範囲を定め得る事実をもつては、(J. F. Böhmer-O. Redlich,

- Regesta Imperii VI, 1, 1898 [Ndr. 1869], Nr. 2381) cf. v. Künsberg (Fn. 45), 29 (Ann. 16).
- (42) MG Const. IV, Nr. 33, p. 30.

(43) ルシ恩・スーザンナがハーナウに在る Rothenburg o.d.T. にて作成した特權状 (レーベルト・ルートヴィヒ十世) によると、ルートヴィヒは「記録簿に登録する (ut registri memorialibus inscribatur)」、即ちトーネー領地の記録簿に登録する旨を規定する (sua debeat regie vel imperatorie curie denunciari proscriptio) とする (MG Const. III, Nr. 650, p. 639; J. F. Böhmer-O. Redlich [Fn. 48] Nr. 160)。

cf. v. Künsberg (Fn. 45), 28 Ann. 14, u. 29 (Ann. 15); W. Schultheiss (Fn. 42), 37.

(44) 『nocivus terrae』と『proscriptus』は、R. Ruth, Zeugen und Eideshelfer in den deutschen Rechtsquellen des Mittelalters (1922) 191 (Ann. 2); W. Schnellbögl (Fn. 22), 317 (Ann. 2, 3), 320 (Ann. 3).

(45) ヘーメルハルツ『racionabilis consuetudo』によれば表現としてカノハ法規の記述を「後世〔雪〕に現れる」(七八頁以下)。但し、(46) は誤りである。

(46) O. Brunner, Land und Herrschaft, 5. Aufl., 1965, 183 (Ann. 4).

(47) O. Brunner (Fn. 53), 185 (von sehr bestimmter Verfassung), 234 (Ann. 4). トスハト-ゼンハーネルの論述を K. Kroeschell (Fn. 10), 298 f. 406-407 で、Der Staat Beiheft 6 (1983) 84 頃の Kroeschell の説明 (terra als Rechtsgemeinschaft mit eigener consuetudo) は参考。

(48) O. Brunner (Fn. 53), 183 (Die Worte terra, territorium).

(49) <Statutum in favorem principum> c. 6 : «unusquisque principum libertatibus, jurisdictionibus, comitatibus, centis sibi liberis vel infidelatis quiete secundum terre sue consuetudinem approbatam» とある。『ラル [羅馬] のハムの憲法やねだる皇帝は堀で云々』などと云ふやうな説明は、c. 7: <centumgravii recipient centas a

domino terre vel ab eo, qui per dominum terre fuerit infeudatus»<sup>75</sup> せ、《アムの領地》を有する者に對する。すれども、S. Gagnér (Fn. 10), 354 (gebilligte oder bestätigte Gewohnheit) f. 178。

(57) 「(後)は次の文章が據へ。〔アムの領地〕が、〔アムの領地が等価に付与せらるサ〕

相國の領地に付与せらるサ」。」(註[3])

「大抵實せ、裁判権度の國籍現実の廢棄」(註[3]) cf. H. Holzhauer (Fn. 47), 1472 (Mahnung). たゞ、憲法

(68) 忽略。

(58) J. Germhuber, Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfriede von 1235 (1952) 71.

(59) J. Germhuber (Fn. 58), 60 (Gesetzgebung; Vertragstheorie).

(60) 福井 (68) が、K. Kroeschell (Fn. 10), 287 u. 293 f. (Nr. 80, 81); H. Boldt, Deutsche Verfassungsgeschichte, I (1984) 57, 204 参照。また、《domini terrae》の領地の領主は、W. Goetz (Fn. 28), 1360 (Domini terrarum)

は、その領地を有する。

(61) 『nocivus』から『dampnosus』へと、該説の核心は、一般的な意味の領地が、アムの領地の領主に付与される。H. Holzhauer (Fn. 47), 1476 が、landschädliche Leute に屬するが、死刑に處せらるべの犯罪類もこれではなく、小ハーナーに對する反対に至られた者のみを指す。アムの領地に付与せらるべの領地を有する者は、アムの領地に付与せらるべの領地を有する。

(62) Heumann-Seckel (Fn. 34), 135 (l.).

(63) H. Coing, Römisches Recht in Deutschland (IRMAE V6), 1964, 43.

(64) H. Coing (Fn. 63), 43-4 (Ann. 163, cap. 29), 44 (Ann. 167).

(65) H. Kantorowicz, Studien zum altitalienischen Strafprozess, Zeitschr. f. d. ges. Strafrechtsw. Bd. 44 (1924) 103

- (66) V. Achter, Gottesfrieden, in: HRG I (1864-71) 1764 に「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載され、登場した。ドイツの聖書学者の手稿には「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載され、聖書用語の他に、古来からの世俗用語——の本文には「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」などといった不自由人にたいむる用語、また後述する田有地や耕地の没収——が科せられ、いわゆるにその特徴がある。
- (67) 「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」の類にたどり着く際の理由をせんべく述べておき、彼に損害を及ぼす場合に「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載する(denuntiet)。
- (68) MG. Const. II, Nr. 69, p. 81.
- (69) K. Bosl, Engelbert, in : BW I, 625 ; Winkelmann, Engelbert, in: Allgemeine Deutsche Biographie[=ADB], 6(1877) 123.
- (70) 「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」は(トトハクタルム) オベーハルムの帝國用語で、「omnibus imperii fidelibus, ne in reysa publica procedant, omnibus modis inhibenus」(c. 1);「Reysam que heynszuche dicitur si quis commiserit, proscribatur」(c. 11) である。W. Schnellbögl (Fn. 22), 52 (Ann. 1) に「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載され、「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載されたことになれば、それが過去の歴史的立場からも「もだせ、」、「もめだせ、」、「もめだせ、」と記載されるべきである。cf. H. Holzhauer (Fn. 47), 1472(seine Vermögensgüter ausnehmen).  
「もだせ、」、「もめだせ、」は H.-R. Hagemann, Vom Verbrechenskatalog des altdutschen Strafrechts, ZRG (GA) 91 (1974) 13 (qualifizierter bandennässig verübter Hausfrieden) ff.; K. Kroeschell, Hausfrieden, in : HRG I 2023 (Bandenverbrechen) に記載。
- (71) E. Klingelhofer (Fn. 5), 170 (Denn Neues), 185 (Ann. 80).
- (72) v. Künsberg (Fn. 45), 24.

- (73) H. Mittelis, Der Staat des hohen Mittelalters, 4. Aufl., 1970, 346 (Ann. 3); E. Klingelhofer (Fn. 5), 185 (Ann. 82). 森林の保護の権限も州へと上昇するが、これが「主張の権限」である。十一主張の権限 (E. Kaufmann, Acht, in: HRG I, 30)。
- (74) MG Const. II, Nr. 85 p. 107-109.
- (75) O. v. Zallinger (Fn. 22), 43, 59 (Zwischen Accusatio u. Denunciatio) f.
- (76) Cf. F. Battenberg (Fn. 16), Gerichtsschreiberamt, 23 Ann. 47. たゞ、ハトハ體文の領分に於ける領地文書、第一編本文で認めた所の「*ze schedelichen liuten dem lande gesagt werden*」、1830年「*sagen*」→「*sagen*」、1830年「*anschuldigen*」の意味である。《*übersagen*》(=überführen) の意味が付いたことか、後続の文章(「*und wie und von whom si uz den schulden choment*」) で説明がある。日本語訳は「*主張の権限*」(cf. M. Lexer, Mittelhochdeutsches HW B, II (1876), Sp. 572, 1653)。
- (77) «Statuimus et ordinamus, quod, si aliquis accusaverit vel denuntiaverit aliquem vel aliquos pro aliquo maleficio, teneatur in porrectione et datione accusationis vel denuntiationis iurare de novo, quod ea, que continentur in ipsa accusatione vel denuntiatione credit vera esse, et prestare securitatem de ipsa accusatione seu denuntiatione prosequenda soldorum XX. bonorum, in qua quantitate contempnetur accusator vel denuntiator, si accusationem vel denuntiationem non fuerit prosecutus infra duos menses» (H. Kantorowicz [Fn. 65], 107). たゞ、同條例法文は、*の監督が、地々本邦の「モローウキの森林」(モローウキ) (註注「[一] 本撰『昭和法庫別冊選』) 」に由来するもの。*
- (78) H. Kantorowicz (Fn. 65), 102. Vgl. H. Kantorowicz, Albertus Cardinus und das Strafrecht der Scholastik, I, 1907, 87 (Ann. 1).
- (79) 墓地「ハハハハ姓の権力の承認」(「承認の國家権力」) (丸K) 四十七頁が十二世紀以後の論議が載りて次のやうなことがわかった。一般に最初には負担の大さく・不便な報告手続「アキラキラハハハ」など、やのまの形で維持され

れりや、他方においては、原初の負担を軽減するなどして、したがってまた犯罪の摘発をより容易にすむために、教會法の影響下に、訴訟手続 [トーハントラハ] を派生せしもの。たゞ、なま、ローマ法における監理人 (delator) と「立証責任や担保提供義務」が存在したことによりて、柴田光蔵「ローマ裁判制度研究」(一九六二) 〇〇六頁。

- (80) W. Ullmann, Some medieval principles of criminal procedure, in: *Juridical Review* 59 (1947), 15 (Ann. 3).

- (81) W. Ullmann (Fn. 80), 14 (Ann. 1).

- (82) W. Ullmann (Fn. 80), 14 mit Ann. 2.

- (83) Heumann-Seckel (Fn. 34), 377 (Nuntiare). cf. F. A. Biener, Beiträge zu der Geschichte des Inquisitionsprozesses,

1827, 12 (Ann. 7)-14, 84 (Unterbeamte), 92 (Ann. 29).

- (84) 疑 逮捕「かへハ逃」『母虫放懲』4 (一九八四) 三一一頁以下。cf. W. Ullmann (Fn. 80), 13 mit Ann. 4. なぜ、本文既述 caritativa monitio の趣義か、ソレ、懲罰的たつじゆが如くして、denuntatio evan gelica と由来はいこりだ。やがておなじ F. A. Biener (Fn. 83), 17 (Ann. 4, 5) が記す。聖書 C. G. Fürst, HRG I, 680 f. 紛鄙。

——MLF 云々にて、帝国司法裁判所の書記官たる *nocivus terminus* と云ふ端末の檢知の姓名のゆゑに、既述の通り、『Infamie が蘇るたるのと』の如きの記載が多くあつてゐる。アーリン *Infamie*、今般の *infamia* 云々、カノン法がローマ法の云々——、ソレ、<sup>(12)</sup> haereticorum dogmatum infamiam sustinere (I.I § 1 C.1.1) ——か、云々、次いで独立した説明がわから——例えど、キリスト教徒 Johannes Teutonicus († 1245) の Grossa Ordinaria

to Gratian's Decretum (1210-1216) における(定着を見た) *infamia facti* と *infamia juris* との区分がその一つにおたり、  
これが Can. 2293, § 1 C. I. C. による元を繼がれてこそ——最初のものだ——た。それが十三世紀の帝国法におけるものより  
に用いられてこたかに関しては、当時の法史料からはほとんど手がかりが得られない。そのため、その概念全体が  
く確にしか出でていない。<sup>(88)</sup> 次節以下で同時代の中心的立法たる *< Liber Extra >* や *< Liber Constitutionum Regni Siciliae >*  
における *infamia* について考察をぬぐふのは、むりではないが、帝国法についてののりのよつな事情に理由がある。  
まずはこれ、MLF 以外に、帝国法における、本稿の問題関心から見て重要な *infamia* の概念がまだたく知られな  
ことさらのじせなし。一一一四年の *< Treuga Heinrici >* に述べられており、それがである。「教皇の利害をたゞぶ  
らと斟酌して」成った平和令といわれるものである。<sup>(89)</sup> しかもその c. 16 には、およそ帝国  
法における *infamia* についての、僅かながらも詳しく述べ、せんと唯一の規定といわなければならぬ。同箇  
条に曰く、「*セラニ*、*俗語*」 *loimunt* といわれ *infamia* を蒙つて居る者たちは、正規の裁判所においてでなければ、  
雪冤の手続に入る」とも許されない。裁判官は、しかし、彼の裁量に基づいて、その者がおこなう雪冤の手続を難  
しきづづ。それにたいし、*loimunt* の存する」とが、何者かについて証明されねばならないときは、これは、その  
者 [= 被告] の [属する] ハハトの、より大勢の、より尊厳に値する人ひとによる告白を通してなされねばならぬ。」<sup>(90)</sup>  
この《俗語》 *loimunt* による *infamia* が、MLF Art.29 における、*« infamium »* を媒介にして登場する *infamia*  
と同様の意味で用いられて居るかどうかは、にわかには決しかねるが、ひとまず、以下本節では、右述 c. 16 の規定  
を中心考察を加えてみたい。当箇条は、我々に色々のことを教えてくれる反面、不明瞭などいふ點もあるため、  
当然、種々想像をめぐらねばならぬ必要も生じていよう。

一一 先ず（一）右に「*« loimunt »* — つまり Leumund — もよもよに聞わへて *« infamia »* なる罰業の意

味にてて見ぬやれたる。」(アーノルド著「ルーヴルのミルト」) mittelhochdeutsch *liument* にて、モロニ  
様の意味を指摘しておる。」(手を手がかりにして、船十ロメハニヤ居候る) それを果たしたる。やれ、彼にされ  
ば、Leumund ザ、レムン (ア) 一般にいは「言ひ粗」法的意味では、犯罪者、なかんずく現行犯人の追跡・逮捕の  
ための「敵人の援助を求めるや言ひ粗」(Geschrei, Hilferufe = mala fama publica) をこと、モロニ (ア)、「懲戒」  
(üble Nachrede = infamia) を意味した。しかも、特記すべきは、モロニ (ア) の意味のこころがおほいかのく Treuga  
Heinrich > リアルミニアのものである。すなわち、その平和令 c. 16 (上院) の冒頭 *Hui autem in infamia, que loi-*  
*munt dictur, laborant* にて、*loiment* はね (ア) にあたり、西ノザウルスの c. 9 (後世) にてたゞ *Si aufugit, et*  
*fama publica, que vulgo loiment dicitur, exsisterit* にて、*loiment* は (ア) やハシトシテ、ムカズ (モ) リハーブ  
ヤハシルメザ、*«loiment»* の二種の意味に開け、*mala fama publica* と *infamia* が定義される。  
アーノルド、その場合、「言ひ粗」や<sup>(モロニ)</sup> *mala fama publica* の文句も、彼がどいか、云々してあるのかは  
誰、かでない。むかへ、その場ににてて、(モロニ) は示唆を示さぬが、十一世紀後期のテクレティストの一著作である、  
ムロニ (ア) やハシルメザ、ヤハシルメガ、この二つの用法なり、せよ *mala infamia* = *fama publica* mala が定義が見いだせれるやうね  
モロニ (ア) *Summa Parisiensis ad Dict. p. c.7, C. II, Q.III* ザ *infamia* の抹消にてて次のようになつて。 *«infamia*  
ムロニ (ア) やハシルメザ、*fama publica* mala やハシルメザ、*irrexa*、教皇は抹消<sup>(モロニ)</sup> である。」*«infamia*  
ムロニ (ア) やハシルメザ、*«infamia»* ザ *infamia facti* (「事実上の汚辱」・「伴事的汚辱」) を指して。モロニ *Summa Coloniensis*  
ad C. II (fol. 64 r) ザ記す。 *«infamia facti* も、我々は……それを教皇は取り去れ」とかやあはこ、ムロニ。けだし、  
彼がかくしての口に銛やトキの如く、ムロニ、不可避だから。」一一六九年の成立のモロニ *Summa Coloniensis* がまた、  
次のモロニ品中のゆるの場で紹介しておられる所ね。《悪の説耳 (sinister rumor) ザ、モロニムカバ

繰り返したびたび、呪罵方正な人々の評判が、誠実で名譽のある人ひとの間ににおいて、悪化させられるがゆえに、そのたぬ」と、infamia と書くべきだ（ad C. II [fol. 39 <sup>25</sup>]）。カノン法の infamia については、本節後述でも示すように、《誠実で名譽ある人々の間ににおいて caput bonos et graves》——の文語は、カノン法において infamia が問題となることあれば、絶えず現われ——の意味にこわれぬもの——「悪説」を蒙っていらない一般の教区住者が大きな役割を果たしていったことが分かる。

こずれにせよ、いつながら「Treuga Heinrici」にててか、セリに見こだされね《Loimunt》にて、mala fama publica 「(まわら) おもて infamia 「(悪説) おもて」、いわゆる別々の意味をあてがう理由は、この二つには、必ずしも、少しある。今、さて、MLF の「Treuga Heinrici」の《Loimunt》は全体として、つまり《infamia》(c. 16) や《fama publica》(c. 9) や、右の《sinister rumor》を意味するものと捉えておく方が、当該箇条を理解するのに容易である。なお、fama と「公議」は、あたかも rumor が《sinister rumor》を指すのと同様に、それ自体すら、infamia の意味をも含んでいたものにも見える。<sup>(26)</sup> c. 9 の《fama publica》せりへした意味で使われてこねどんとする。MLF が、子の父にたずねるフュード事件の裁判にてて、「証人は、すべて自由人でなければならず、出なわれていよい法的地位にあり、此の風説はある者でなければならぬ」(sit omnis testis liber, integri status et bone fane)》(Art. 20) と述べ、また、BLF 第三八条が《homo bone fame》と書か(本節後述)、これより、「良き風説」が何であるのか、以上のといふにも理由があるのやあや。

一三 次に (1) c. 16 について裁判手続が全体的にどのような構造を示して居るのかを考えてみなければならない。これは、以降のもの——一一様に考えてやれり。

(a) ある犯罪の嫌疑で召喚を受け、少なくとも裁判所に出頭した被告にたいしては、彼が否認をするときは、本

来、雪免の機会が提供され、しかも雪免の手続は、被告が補助者とともにおりなつ宣誓によるのが通例であった。このことは、当箇案において、基本的に前提にしてよい。ところで、この場合、被告の身分とか事件の態様とかによつては、手続が軽減、あるいは加重された。裁判官は「彼の裁量に基いて (secundum suum arbitrium)」、軽減または加重された手続を課しうるのである。<sup>(94)</sup> の点にとつて、最も問題となるのは、被告の人格上の状態、言い換えれば、彼が「infamia」を蒙つてゐるかどうかにある。しかも、手続の軽減・加重は、共同宣誓者の人数、またその選任の方法に關係していた。<sup>(95)</sup> それらについては、BLF の左の規定がよく示していく。《もじ》ある人が、強奪(rapina)の料や詐取(steal)されぬとき、彼が、良き評判の者(homo bone fama)なるときは、指名された五名の証言者によつて(cum V. denominatis testibus)、そうでないときは、指名された七名によつて、雪免すべし》(a. 38)。すなわち、被告が《bona fama》にあつたか否かで、宣誓補助をおこなうべき者の数が異なつてゐたのである。裁判官の「裁量」もまた、こゝから辺りに關係していると見てよいであろう。

ただ、「リード」ひとりと付言しておくとすれば、この時代、一般に、被告は宣誓補助者を随意に選べず、裁判所側から選任された者で雪免宣誓を果たさねばならなかつたものによつてである。<sup>(96)</sup> 《Treuga Heinrici》 c. 14 も述べる。「略奪をおこなつた者が〔訴えられたとき〕」それ〔=略奪〕をなしたる」とを明白する場合には、「自分一人の」宣誓によつて「告白を」果たし、そして裁判官にたいして、法に基づき贖罪をなすべし。あるいは、彼は「否認せんとするときは、彼の」宣誓によつて、「および」指名によつて彼に添えられた二人の者〔の宣誓〕によつて、略奪をおこなわなかつた旨の雪免を果たすべし」と。<sup>(97)</sup> こうした場合、少なくとも「名の者の選出には裁判官の裁量の余地があつたであろう。いずれにせよ雪免の手続は、古い時代に比べて相当に難しくなつてゐたことが分かる。

したがつて、手続の構造を「のよつ」といふえることができるとしても、《loimunt》の存することが、何者かについて

て証明されねばならないとき》とは、あたかも、裁判官が手続をとくに加重しようとするときに要する証明手続をいうものとならう。そうとするるに、《infamia》の疑いがある者について、その存否の証明がおこなわれ、証明が達成されたときでも、《infamia》の存在そのものによつては、彼は断罪されえない。ただ、裁判官の裁量に服し、《雪冤の手続 (expurgatio)》が比較的困難となることがあるに過ぎぬ。《infamia》を蒙る被告は、そうではない被告と比べて、雪冤について重い負担を甘受せざるをえなかつたわけである。

」の（a）における特質は、特定の犯罪嫌疑で召喚を受けた被告にたいして、《infamia》の存否が問われるという点にあつた。〈Treuga Heinrici〉において、c. 16 と並んで infamia の手続を述べる c. 9 が次のように定めるのも、このことを暗示しているように見える。《他人を密かに殺す——謀殺 (mord) と呼ばれる——者は、車輪によつて [= 車刑や] 处罰される。もし、彼が逃亡 (fugit) し、そして、俗語で loimunt と呼ばれる fama publica が存するときは、被告が自有地や封をもつ場合、彼 [被刑] がそれから封を受け取つて、[その封主] 中の第一の者 [直接の封主] が、十四日以内はそれら [封] に関する先順位にある。そして、このようにして [封は] 第一 [の封主] から第一、第三の封主へ、[最後に] 帝国の君主に行き着く》。これによると、《謀殺》の犯人——この場合は現行犯でなく逃亡犯であるが——について、彼が召喚に応じ出頭するにせよ不出頭にせよ、当該《謀殺》以外に、その《fama publica》の有無が訴訟の対象になつているようである。BLF 第二八条（上掲）によれば、《強奪》の疑いをかけられて出頭した被告にたいし、別途に、その《評判 (fama)》いかんが問われていね。

こうして見ると、被告が《infamia》を蒙つているところは、いったい、被告の何についてなのかもおのずと解けてくるようである。言い換えば、《infamia》は、被告召喚の契機となつた特定の被疑犯罪について立てられていた風評なのか、それとも、こうした特定の犯罪に関してとは別個に、あるいはこれとともに、被告の性格について広

おひでじた風評なのかといふに間違はず、むしろ多くの場合、広く日常の品行にはじて蒙つたる風聞の方はその重点が置かれてゐる所である。

一曰 (一) <Treuga Heinrich>c.16 にて云ふは、やつ一つの手続が考へられる。すなわち、《infamia》に基いて訴えである。同じ換えれば、上述 (一) のもとにある犯罪の容疑を蒙つた被告にたいして始めて、彼の《infamia》の存否が問われる所である。始めから《infamia》そのものの疑いによる告訴が提起され、これによつて起訴の裁判手続である。ルヘン c. 16 や c. 9 や BLF 第二十八条におけるとは異なり、《infamia》以外に、何らの犯罪の名を挙げていらない。したがて推測するに、《infamia》自体による告訴手続を考える方が正しいのかも知れない。この場合、被告即喫の契機となる《infamia》は、特定の犯罪につきるのであるが、また、被告の一般的な性格に因してのものもある。したがつて、《infamia》成立の根拠に関するテクレティストの断論を垣間窺つて、《infamia》は犯罪に基いていたる必要はなかつた。それを示す一例証として、ル・ランダウは Johannes Fraventinus († 1190) ad Dic. p. c. 7, C.II, Q.III (fol. 36 vb) に見える次の発言を取る。『いの infamia facti か、だひたび、品行方正な人びとの間で公然の汚穢が生じる。[おもね著の] 評判が汚されるのが、「他の人の」虚偽に基づいてくる場合もこれもある。その者の名前は悪化せらるべ』。これにしたがふば、たゞ一虚偽によつて汚れる《infamia》であつても、それが《品行方正な人々の間で (apud honestos viros)》のままで保持されてしまうのである。《虚偽の處罰 (fame decoloratio)》を導くに至つたのである。かへつて、具体的な犯行が基礎にならざれば、《infamia》が成立しないわけである。したがつて infamia とは、被告の一般的な品行に関して立てられた風評といつては、先の (一) が間違である。したがつてかかる以上の場合でも、被告が罰免をなされたことは、先の (一) が間違である。したがつて

て、かの《*loimuli*》の存する」とが何者かについて証明されねばならないときなどは、被告が裁判所に不出頭の場合において始めて起きた《*infamia*》の証明のことをいうものであろう。つまり、被告が《*infamia*》を蒙つて居るとの主張は、裁判所に出頭・不出頭いずれの被告にたいしても、原告から提起されるが、この場合、裁判所に出頭の被告には雪冤手続が許される。これに反し、不出頭の被告は、被告のラントに所在するより大勢の、より尊敬に値する人ひと々の証言に基づく、《*infamia*》の存否をめぐる断罪証明手続に服するといふことである。これは c. 9 からも裏づけられるであろう。いりにも、《*infamia*》をめぐる証明は、裁判所に集まつた、被告の同国人、同郷者的手に委ねられていたであろうし、封の没収が起きるのは、《逃亡》し、しかも召喚に応じぬ被告——いりに辺りについては c. 15 (本節後述) を参照——にたいして《*fama publica*》が立証されたときであつたと思われる。また、この場合、彼の身柄については、アハト刑の宣告が待ち受けていたことは疑問の余地はなかろう。

いりにいり、レ・ヴァイランントは前述のフォン・ツァリンガーとともに、《*Freude Heinrich*》に「う *infamia* の手続をある程度立ち入つて考察した一人だが、c. 9 について多少違つた見解を表明した。彼は、謀殺犯人はおよそ召喚されるとということではなく、その蒙つている *Leumund* によって直ちに断罪された、といふのは、「その犯行が公然たる (notorisch) 谋殺犯人については、召喚は起きない」と述べる。<sup>(iii)</sup> しかし、いりにいり、彼が *Noxrietät* と *Leumund* とを混同したのは、ツアリンガーが正しく指摘するように間違つてゐる (第四節後述)。また、ヴァイランントは、c. 16 をも含め、「裁判官は、原告が正式に出頭せざると、犯罪者にたいし裁判をおこなう権利を有した」との認識に立つて、[「謀殺犯が逃亡」]し、そして、彼に罪ありとする一般的風説が存する場合、すなわち、彼が当該犯罪を犯したことについて裁判所が確信を抱く場合には、彼は自有地と封地とを判決によつて失う」といつてゐるが、それも正しくなかろう。c. 9, 16 は、依然、告訴手続を前提としており、裁判官の《*裁量*》は、告訴手続における証明方法についてのみ

説 動いていたと見なければならぬやうである。

論 一五 以上 c. 16 が示し得る手続として、訴えの契機となつたものを中心にして、(ア) (ロ) の二つを考えてみたが、

両者は重なり合つ場合が多いであろう。けだし、原告は、特定事件の告訴・告発にあたつて、当該事件と被告とに関して存する悪い評判をも、または、被告の一般的な品行についてかねてから広く噂となつてしるゝことをも、併わせ主張するには自然であるから。ともあれ、重要なのは、『mord』とか『rapina』とかいへた特定犯罪とは別個に、被告の『infamia』及び『fama publica』をもれ自体として問いつめる手續が出現したといつてはおる。被告の犯罪について確信を抱いた原告が、の確信に基き訴えを起すことは別個に、被告の当該犯罪、あるいは彼の性格について、原告じしんを含むランクトの、より大勢の、より尊敬に値する人ひととの間にねじて、『infamia』が存在するとき、これそのものによつても被告が罪を問われるのである。このといふに、平和令によける、新しい手續——infamia に基く訴訟手続(Infamationsverfahren あるいは Leumundsverfahren + Inzichtverfahren)——の形成、もしくは形成の萌芽を認めるにいたりぬやあぬやあぬつか。そして、ひまぐまやめい、主張辯にわけて Infamationsverfahren 形成に至る史的展開を左のように想像する」とがであるかも知れない。

すなわち、元來、具体的な犯罪の容疑による訴えの提起のみが許され、裁判はこれにのみ基づきおこなわれてきたといふべく、新たに(イ)、告訴を受けた犯罪の他に、場合によつては、被告が蒙つてゐる infamia が審理の対象に加えられ、次いで(ロ)、告訴のものが特定犯罪のみならず、infamia としても提起されば、ここには(ア)、infamia の疑いのみによる訴えの提起も可能となつたといつてある。もとより、(イ)の敗蹠が定着するも、ある具体的な犯罪によつて告訴を蒙つた者にたゞして、たゞす、つまり自動的にその infamia が問われるところとなる。もしかするべく、たびたび引用する BLF a. 38 せんべした敗蹠に達してしまひしを示していようか。これにせよ、

「のよるな、こわば理念的にして、かぎりでの展開過程が大筋歴史的事実としての証明であるのか、また、そつとしに上掲く *Treuga Heinrici* における *infamia*・*fama publica* が右のどの段階に属するのかといふた問題の解決は現在の筆者には力に余り、この場合は、ただ想像したところを記すに止めざるを得ない。」

最後に（三）、「*infamia*」を蒙つて居る者は「正規の裁判所」において以外に雪免をなし得ない、とは云つたがゆうに、当事者間の、こわば和談によつては、*infamia* からの雪免は不可能なことを指してはいないであらうか。つまり、当事者間に、こわば和談による紛争の解決は、裁判所の権威を損なうとする意味で座視できることの意図が、c. 16 に表明されて居るところよう。この規定がわざわざ正規の裁判所において（*in publico iudicio*）と述べるのも——のいとが土地領主とか体僕領主の裁判所とは区別されるところの意味をもつてゐる——、おながち、右のいふと無関係とは云へまい。また、c. 9 の *fama publica* に対する表現も一つ云ひのよつたがゆうに繋げては云ひなか。つまり、*infamia* もば、文字通り *fama publica* をこと、当事者の間の示談によつては晴らされた、「公的風評」——これは勿論、訴訟当事者に限られなく「世間の風評」と云つてゐるが、しかし、c. 16 の *publica* や *notoria* といつて云ふように捉えては、上述したように、正しくないであらう——を意味してはいたといつてゐる。c. 16 に見える《ラハト》の、より大勢の、より尊敬に値する人びとのによる *infamia* の証明といつてゐるに關係があらう。なお、後代の一例であるが、故郷 Bergamo の法律家であった Alberticus de Rosciate (1310年没) <sup>(註)</sup> が糾闘手続を必要とする立場から、右のような当事者間の取り決め、馴れ合いを要慮し、その著書 *Tractatus de Statutis* に以下のように書いていたのが想起される。裁判官は、裁判においては、「[当事者] からの有能 (idoneior)」である。けだし、彼は《役人 (publica persona)》であるのだから、云。

一六 ザクセン・ショルゲルは 1166 年 1 月において『さへ、皇帝の権力がザクセンのラントに、そのラントの騎士たちの同意をもいて、確認をした古来の平和を承知したい』と述べ、続く一連の箇条は、この法書について「ラント平和グループ」と位置づけられ（モリトール）、しかもその場合、「Treuga Heinrici」が範本の一と見なされた（エックハルト）<sup>(1)</sup>。ともかく、この平和令における《infamia》・《fama publica》がカノン法にその起源を有することをつとに指摘したのはヘルシュナーであり、さらにフォン・クリースやレーニング、またクナップがそれに従っていた。<sup>(2)</sup> フォン・ツアーリンガーはこれに与しなかった。<sup>(3)</sup> 近時トゥルーゼンは、再びカノン法の影響を認め、中世後期における Leumundsverfahren の萌芽をなすものと捉える。範本として特定のカノン法令をあげていたのは、右のレーニングであった。それは、教皇使節に与えたインノケンティウス三世の 1111 年（十一月二十日）勅令『審問の職務を』<sup>(4)</sup> 「Inquisitionis negotium > ⑥中に述べられた、彼のよくな園所である。『やがてにまた、貴兄は、次のことを尋ねべきだ。確かな知識によつてではなくて、ただ風評によつて (per famam)、そして、審問をされた〔證言〕者たちが宣誓に基づき表明した信念によつて (per credibilitatem iuratum) 明らかとなるものについては、どのように判定がなされねばならないか、そして、一人、または三人あるいは多くの〔證言〕者すらが陳述をおいなれ、「これによつて」悪評を帶びぬ者 (infamatum) といわれている者について、「しかし」公衆の中では、悪い」と「=悪い噂」が何ら聞き取れえない (nihil sinistri auditatur) 者について「果たしだ」との者はば、その「彼の犯したとされて居る」犯罪に関する、悪評ある者と「うよつてに判断されるべきかどうか」と「れにたいする余の回答は以下の通りである。ただ風評、および証言をわざなう者の信念によつて (per deponentium credibilitatem) ば、「有罪」判決へと手続はすすめられるない。そうではなく、風評を立てられて居る者にたいしては、裁判者の裁量によってカノン法上の雪免宣誓 (canonica purgatio) が課せられる。尊敬すべき者・召置のある者たちのもとでは彼の汚れた評判 (laesa opinio) が見じだれ

れない者を、裁判官は、少數者の発言に基づいて、悪評の立ちたる者というよつには判定をしてはならない》(X. V.1. 21 § 2)°

### Nocivus Terrae の概念について (一)

これが真実原本か否かはしばらく描くも、ソレにしつつ風評を立てられて居る者に対しても、裁判者の裁量によつてカノン法上の雪免宣誓が課せられる中の、裁判者の裁量によりて (secundum arbitrium indicantis) の間に回るが、上掲く *Treuga Heinrici* c. 16 に述べられたいたく *〔彼「裁判官」の裁量に基づいて (secundum suum arbitrium) 〕* と見るものとばとんど同じ觀念を示して居ることは一見して明らかであつて。わざに、《公衆の中では (in publico) 悪い」といふが何より聞き取れない者》あるとは《尊敬すべき者・名聞のある者たちのむすだせ (apud bonos et graves) 彼の走れた評判が見いたされない者》は《少數者の発言に基づいて (propter dicta paucorum)》だけでは《悪評ある者 (infamatus)》とは判断されえない、と云われて居るといふが、c. 16 における《infamia》は《その者 [=被罰] の [属す] ハシマトの、より大勢の、より尊敬に値する人びとのによる指図を通じて (per plurium ac meliorum illius provincie confessionem)》証明されねばならないとされ、このよりハシマト執事にして、ハシマトの過失ではないであつて。しかし、c. 16 にこうハシマトの、より大勢の、より尊敬に値する人びとの表現がおおかたにおいて、いわば「ハシマトの良き評判の者」一般を指称するものとするべきは、リード、かのローマ法学者 Cinus が、ローマ法におけるとは異なつてカノン法の denuntiatio すべての者によってなつて居るとしていたのが思ひ出される (前節既述)。ついにまた、カノン法の denuntiatio と—前節であげた、accusatio の緩和化とともに—特徴とされて居るもの一つが、裁判官の裁量の余地が大きい」と云ふことにあつたが、ソレに注意しておいてよいであろう。それを要するに、*< Treuga Heinrici >* によつて、《infamia》による皆の提起については、おそらく、ソレにいたカノン法上の denuntiatio の觀念が働いていたといふことは、荒唐無稽の話となるであろうか。

フォン・ツアーリンガーが通訳に与しなかつた理由——必死の明瞭には述べられていないが——にて云ふ、ソリは、詮索する場ではない。ただ、本稿次節以下とも多少関係するので、推測を交え、少し触れておきたい。彼の見解はいうやうだ。*Treuga Heinrici* は述べて云ふ「*infamia*」・「*fama publica*」は、被告の特定の犯罪をめぐるのではなく、それは、基本的に、被告の品性(*Lebenswandel*)やねむか、一般的な生活方に關する評判を指すもの。帽を換えれば、被告は、「有害な人間」——これは、第一義的に、犯罪者一般ではなく、「常習犯人(Gewohnheitsverbrecher)」を意味した——であるとの風評を指した。*Treuga Heinrici* c. 16 の初めの部分は、「*Hii autem qui in infamia, que loinunt dictur, laborant, ad expurgationem non nisi in publico iudico admittentur*」であるが、この句の「中」に、あざけりの「い」とが表明されて云ふ。つまりの箇条が、ある特定の犯罪をめぐる評判を問題としている。されば、回斗私令の他の規定が多くやうやくある「*infamia*」・「*fama publica*」の箇条が、必ずしも特定の犯罪をめぐる表現であつたのだが、実際はそうではない。<sup>(註)</sup> す。云ひ方——」の先は筆者の推測だが——、これにたいして、カノン法令では、特定の犯罪をめぐる *infamia* が前提となる。例えば、右の勅令『審問の職務を』にも、上述のように、「*aliquis super eo crimine reputari debeat infamatus*」と書かれていた。ソラして、ツアーリンガーにしたがふせば、*Treuga Heinrici* の「*infamia*」・「*fama publica*」については、カノン法は範本とはなし難い、といつうになるのであらう。しかし、果たしてカノン法における *infamia* が、のべた特定犯罪をめぐるのにかぎられて、たかは問題であり、その点は、次節で考察するにこぎたるにあつた。

一七 もし、以上のやうな「*infamia*」・「*fama publica*」が記述され、「*Treuga Heinrici*」にせよ「*infamis*」の概念が見いただわれば、あなたが、その c. 15 は述べる。すなはち *stra ßenraub* [Stra ßenraub] の呼ばれる略奪、*seach* [Raub] の呼ばれる犯罪を犯す者は誰である。現行犯行による (flagrante maleficio) 被害間に差

し出されるときは、首を斬られる。これにたいして、彼【犯人】が逃亡し、そして「その後」裁判所の呼び出しを受け、十五日以内に「出頭せず、裁判に」応じぬときは、名譽を失った被告」として (ut reus, ut infamis) 「有罪の」判決が下される。裁判官によつて「のうに召喚を受けた人たちのある者を、法に反して、手放さず庇護せんとする人があるときは、庇護者が自身も、また【その者が】手放されず保持されていだどんな場所も、ともに、アヘトに処せられる。もし、庇護者が、かの【被庇護】者のアヘトの以後、「被庇護者を引き渡すよ」一度、二度と裁判官から警告を受けたにもかかわらず、改心せぬときは、彼は、被告と同じく、名譽の喪失【刑】と「有罪」判決とに服する (cum reo pari infamie ac sentencie subiacebit)<sup>9</sup>。以上にたいし、被告が裁判官の召喚に応じ裁判所に出頭し、そして「犯罪」事實を否認せんとするならば、原告は、自分自身の身をもつてあれ、あるいは他人を通してであれ、決闘 (monachia) において「被告に」責めを負わすことができる、そして被告は、「他人を通してでなく」自ら「決闘に応じ」自ら「[...]を防御する。やがて、原告が、「決闘を申し込み、断罪を」おこなう、「それを欲せぬときは、雪冤をする」とが被告に許される。」れば、その【雪冤】度に、「被告が属する」それぞれのラントにおいて選ばれる七人の者の手によってなされぬ》。リリゴーの『infamis』は、「名譽を失つた者との烙印を押されねり」とおこつた。また、infamia そのものも同じ意味で用いられる、とは右の規定から分かる。同じく c. 11 には、「他人を、刀によつて殺害」、あるいは傷つけられた者を、「mord と呼ぶる、不名誉な被告となぬ (infamie, que mord diciatur, reus erit)」と述べられてゐる。

MLF そのもののじゅうじの用法の infamia が知られる。父にたいする子の反逆に關する一連の規定の一項に出てくる。『ニーステリヤーレン』や、その傘下の奴隸的身分の者は、彼らの助言と援助によつて、子が「父にたいして」既述のような犯罪のうちの何らの犯罪をおこなうとも、「そして、父が自分共三人による宣誓でもつておこなう断罪証明といふ」上に述べた手続にしたがい、父の裁判官の面前において、父によつて、有罪と宣告される場合には、生涯に渡つ

て、法律上当然に不名誉の烙印を押されたるに（*cum infamie nota*）[封であれ、田有地であれ相続地であれ、すべての財産を没収されるところ] 上述の刑罰——「これは俗語で *ereulos* や *rehtlos* と呼ぶ——に服する】。〔なお、この規定（Art. 18）は次の但し書きを設けている。『しかし、「子による」犯罪や書類が起きたところ」とが、子にたいする裁判において、前文で明かとなるのではないかも、彼は「リベトコトーネ」にたどり、このように厳しく処断がなされではない』〕 同じ意味で、BLF 第十四条によれば、犯罪者を隠匿する者は賠償をなすかさりやむ（*infamis* に連なる *erit infamis*））とはなしやね（前節冒頭）。<Treuga Heinrici>c. 9（本筋既述）では、裁判所不出頭のまま《fama publica》の存在が立証された被告は、おそらく、《infamis》に処せられるにとなるである。同規定末尾には、逃亡犯を庇護する者につれて、『被告を「田家に」受け入れ保護する者は、「扣留被保護者が逃亡被告であるを」せりあら知った日から、被告と同様の刑罰と判決に服する』。

一ハ い) ようじ、判決として《infamis》に処せられたるところは、<*Confederatio cum principibus ecclesiasticis*> c. 6（既述）に見えてよい。当該の有罪者は、裁判所において、被告になつては格別、訴えを提起したり、証言をねこない宣誓をなすとか、判決を発見するとかの資格が失なわれる」とことを意味した。BLF は、『何ひとかが街道において強奪を犯し、あることは、何ひとかが「強奪されたる品」を「それと知りて貰つてもよこせ」ござれど、不名誉となり法の保護を受けられず（*infamis et extlex*）、生涯、アハトに服すべし』（第十二八条）と定める。といふに、注意すべきは、いのちつなさまの資格を喪失した者、言い換えれば、「不名誉」こと《infamis》の烙印を帯びる者は、そのいとこにもなり、新たに今度は、『俗語に loimunt といわれぬ *infamia*』のよみに立たれるのである。とりわけ、裁判所に不出頭のまま有罪判決を受け——の場合は、アハト刑を科された——*infamis* に処された者は、そうである。本節冒頭<*Treuga Heinrici*>c. 16 によると、『*infamia* を蒙つて居る者たち』とせ、ひむには、いつした

人間を誓してことなげにす。MLF Art. 29の《Infamie》を蒙つたるは、公職を一にしてことなげ。《infamia》由体に、上達の傳の《infamis》(第17回前段)の意味が含まれてこたのも、いのりと関係があつた。

BLF もめた、次のものと構へ。《infamis persona》は「指摘された者」か「告発された者」か「解かれた者」(aliquando denunciata et postmodum absoluta)か、後曰、何かの證詞によつて、證えられた者は「原告あることは裁判から」指摘された者と自分共七人の證人である(cum VII se denominatis testibus)【容疑を】曉らすべく》(a. 39)。されば次のような、被告にとって加重された手続をことなげにす。すなわち、当初裁判で、不出頭のふえにアバトに處せられ、これによりて《infamis persona》の烙印を押された《infamis persona》の告知を着た者が、新たに起きた第1の訴訟においては、召喚に応じ、アバトの身を解く。にもかかわらず、後にやれど、第三の事件でも訴えられたれば、被告は罰金再審はおこなつてゐむの、補助者に隨意の者を選ぶ」とせば然なこのせむより、比較的多くの補助者(14名)、「指摘された者と自分共七人」によつて証明を果たさねばならぬ。アバトした手続が、ねむづく、懲罰を困難にするといつ意味や重くされた手續であつた。いはば、同じ平和令の次条(a. 40)が示してこむ。《その他のことば》infamis persona たる者は、彼[一人]の宣誓によるではないものの、三人の雪免証明者と共に、手続をおこなつべし。いわゆる他のことは(ce cetero)とせ、第三九條の場合は第一の訴訟を経てこなこ被告にわざ再々犯でせなべ、單に再犯の容疑で出頭した被告のいふを指すものと見てよ。

## 注

- (85) Heumann-Seckel (Fn. 34), 263 (infamia, 2). cf. F. Merzbacher, infamia, in: HRG II, 258-9 (Ketzer); T. Mommsen, Römisches Strafrecht, 1899 (Ndr. 1955), 604 (Ann. 2). なお、本文表記のまゝの翻訳の文転せ、ロターベリ主教ロンカ

リアにおける帝国法議に発布したノーハー法律（ノーハー法）によれば、犯された「infamie periculum sustinere」。

(86) Cf. W. Szelzer, Johannes Teutonicus, in: VL 4 (1983) 777-79; K. Kroeschell (Fn. 10) 235; S. Kuttner, Johannes Teutonicus, in: NDB 10 (1974) 572.

(87) 『カトリック教会法典 聖母対記 ルイジ・チヴィスク記』（一九六一）七八〇頁 小林玲進譯『キリスト教用語辞典』

（一九六二）六八頁（Infamia）。

(88) 韶辺（88）によれば、「*infamia*」は「*infamia*」の外に「*infamia*」に付する「*infamia*」の外に「*infamia*」

ア立法において規定された事例の程度を示すもの。たゞねむ、ノーハー法は《post ammissionem officii cum infamie periculo manum amittat》（c. 3）云々<sub>ハビタ</sub>「*nokaque infamie ipso iure irrogata*」といふも「*infamia*」

刑罰廃止の趣旨出づ。

(89) H. Angermeier (Fn. 18), 174. H. Holzhauer (Fn. 47), 1471-2 が「*infamia*」の特徴を備えた、  
その後の一連の帝国法命令の特徴を示す。

(90) <Treuga Heinrici> の約半数程の諸箇条文は「*infamia*」に付する規定の趣旨を示すのが、c. 16 が「*infamia*」  
と並んで新規の個性を持つ。

(91) W. Sellert, Leumund, in: HRG II (1972-78) 1856.

(92) Geschrei = fama とされ、H. Fischer, Schwäbisches Wörterbuch III (1911) 494 (Geschrei 2), IV  
(1914) 1206 (offner Lünd).

(93) P. Landau, Die Entstehung des kanonischen Infamiebegriffs von Gratian bis zur Glossa Ordinaria, 1966, 23  
Anm. 95.

Nocivus Terraे の概念について（一）

(94) P. Landau (Fn. 92), 7 Ann. 19.

(95) Cf. Oxford Latin Dictionary, fas. III (1971) 674 (fama, 6b) : タキニウス (前註 [35]) 六五頁（「殺人の名声をトベ  
トバトケリ豈不善哉……罰也」(qui famam caedis posse in Asprenatum uerti……sperauerat)）。°

(96) Vgl. O. v. Zallinger (Fn. 22), 31 mit Ann. 1.

(97) Siehe O. v. Zallinger (Fn. 22), 29 mit Ann. 1.

(98) c. 9 章の論文（『Qui alium clam occiderit, quod mord dicitur, in rota punietur』）だけば、11111 坪キクセハ  
斗程令を取るに難こドク。°（前註 [8] 参照）。

(99) 「凶後」被抑の田舎者たる農民は國かの文章が読べるやうなが（前註 [5] 該註本文参照）、「のちに」財  
産の没収もこへ、トハト平和選区者にたいする出俗的刑罰せ、トヤビ、102回世のケルハ教會凶のたるの神の平和第六  
條に見こだやれぬ。トリドセ、殺害や傷害などを犯した者にトシテ、彼の『財産の十型(totum praedium)』が継続人に  
40レーハニに『財産(beneficium)』が封印シムヒ難むれやアシヒレヒニ。°なが、前註 (5) 参照。

(100) P. Landau (Fn. 92), 10 Ann. 40.

(101) L. Weiland, Sächsischer Landfriede aus der Zeit Friedrichs II. und die sog. treuga Heinici regis, ZRG (G A)  
8 (1887) 111.

(102) O. v. Zallinger (Fn. 22), 30 (Ann. 2).

(103) L. Weiland (Fn. 101), 110.

(104) ハタヤ人財産に認むるトヨーメンツドリ由の特權状(11111年十四)ト、『infamia』の如きノモハ、ハタヤ人トたゞす  
ハ財産の提起を一般に禁ずる旨の次のよつた文體が見こだやれる。°トリドセ、ト品コトハナヘのせよかーの無駄ではなから  
ハ°『nulla persona……predictos Iudeos specialiter vel generaliter de predicta infamia impeta』(MG Const. II,

誠 論 (四) BLF c. 13 (『羅本・アダム』) 云々「誰か [盜賊] なつたるか [盜賊か] わ」なれども (quis [rapinam] fecerit vel quomodo [rapina] factum sit) 云々「誰か [盜賊] なつたるか [盜賊か] わ」なれども (specia- liter exprimi debet) 云々「誰か [盜賊] なつたるか [盜賊か] わ」なり。即ち「誰か [盜賊] なつたるか [盜賊か] わ」 (四) Vgl. W. Seller (Fn. 91), 1857 (mala fama); H. Schlosser, Inzichtverfahren, in: HRG II, 414 (Von dem bösen Leumund). 因みに、後ビ、総市元事法にねじて大いに問題をもつた Leumundsverfahren にたゞかに問題をもつた。即ち、ハニカナルシハベルクの教領国にねじる元事法の名稱を用ひたいたいと想はれてゐる。E. Wolf, Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 4. Aufl., 1963, 122 ト考観。

(四) 田淵・山口・ローマ法源からその影響が無視し難い。cf. M. Kaser, Infamia u. ignominia in den römischen Rechtsquellen, ZRG (RA) 73 (1956), 228 (Ann. 45), 242 (iudicio publico condemnati).

(四) F. C. v. Savigny, Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter, VI, 2. Aufl., 1850 (4. Aufl., Ndr. 1961), 126 ff.; J. F. v. Schulte (Fn. 6), II (1877) 245 f.

(四) W. Ullmann (Fn. 80), 26 (Ann. 4).

(四) 久・久・久・久・久・久 (即三輪説) 「久ニヤハ也の盤據ニ腰懸」 (一九八九) 一七六頁。然る、即輪懸即ち「久ニヤハ也の盤

輪・腰懸」『腰・輪・懸』印子 (一九八八) 一一四頁云々の終説。

(四) H. Hälschner, Das preussische Strafrecht, I, 1855 (Ndr. 1975) 65.

(三) R. Loening, Der Reinigungseid bei Ungerichtsklagen im Deutschen Mittelalter, 1880, 230 mit Ann. 278 (cf. MG Const. II, p. 399 [L. Weiland の註]; A. v. Kries, Der Beweis im Strafprozess des Mittelalters, 1878 (Ndr. 1975) 34; H. Knapp, Das alte Nürnberger Kriminalverfahren bis zur Einführung der Karolina, Zeitschr. f. d. g. Strafrechtsw. 12 (1892) 229 (Ann. 101). cf. O. v. Zallinger (Fn. 22), 34 Ann. 1. (二) O. v. Zallinger (Fn. 22), 34 (die herrschende Lehre).

## Nocivus Terrae の概念について（一）

(2) W. Trusen, Strafprozess und Rezeption, in : Strafrecht, Strafprozess und Rezeption, hrsg. v. P. Landau und F.-Ch. Schroeder, 1984, 72 (Ann. 13, 14).

(3) ノシビタテの翻訳は「ノシビタテ」 W. Trusen, Der Inquisitionsprozess, ZRG (KA) 74 (1988) 209 (Ann. 134) f. も参照。

(4) Cf. R. v. Hippel, Der deutsche Strafprozess, 1941, 22 mit Ann. 5.

(5) ノシビタテ accusatio の翻訳は「過失による訴追」 BLF c.13 の翻訳に（前註 [2]）も参照。

(6) 犯罪（凶）詐罪。

(7) O. v. Zallinger (Fn. 22), 36.

(8) ノシビタテ nocivi (terre) ノシビタテの「凶」。ノシビタテは「infamis」と「nocens」(淫虐 [淫] の本義) の本義を兼ねる。Oxford Latin Dictionary, Fas. IV (1973) 894 (infamis, 3): Quirinus.....adhuic infensus (Lepidae) quamvis infami ac nocenti miserationem addiderat (「クニヌスは.....アドヒュイク インフェヌス (レピダエ) など、小神の不名誉な人間だ」) その點から「infamis」の本義は「infamia」 (汚辱を含む) である。しかし「nocens」 (淫虐 [淫]) が「凶」を意味する「nocivi terrae」の「nocens」の本義 (前註本義) を参照すれば、「nocivi terrae」の「nocens」は「凶」を意味する。

(米訳)